

# 六所家総合調査だより

第11号

平成24年（2012）9月発行



## 将軍家茂公の御箸

徳川幕府第14代将軍の徳川家茂は、文久3年（1863）、元治2年（1865）の2度東泉院に宿泊している。この折、家茂が使用したという箸が残されている。

箸の収められている包紙には、「将軍家茂公夕御膳之節被為召候御箸 右者慶応元丑年五月廿三日当院御旅館ニ相成候節 御料理方力石勝蔵殿より頂戴之」と記されている。

## 特集【平成23年度 六所家総合調査概報】

富士山東泉院を訪れた人々 ..... 菊池 邦彦（1）

近世後期における東泉院慈船の地方巡礼

一駿河国弘法大師霊場・同観音三十三所・伊豆駿河両国横道巡礼一 ... 大高 康正（20）

## 六所家総合調査だより 第11号

発行日 平成24年（2012）9月20日  
発行・編集 富士市立博物館  
静岡県富士市伝法66-2  
Tel 0545-21-3380・Fax 0545-21-3398  
印刷 文光堂印刷株式会社

# 富士山東泉院を訪れた人々

菊池 邦彦

はじめに

東海道の数多い宿駅の中で、吉原宿ほどその所在の転変した宿場は、他にないのではなからうか。

初めは吉原湊に面した海沿いの砂山に見附が設けられたが、やがて現在も富士塚の残る鈴川・今井地区へ移り、在地の有力者矢部氏が渡船を含めた周辺の権限を握っていたという。この地を元吉原という。吉原宛に出された慶長六年（一六〇一）正月の伝馬朱印状も矢部家文書中に伝わっている。

しかし、たびたび洪水の被害にあったので、寛永十七年（一六四〇）になって、その所在を田嶋・依田橋・中河原周辺の内陸部に移転させた（これには元和二年〔一六一六〕説・寛永十九年〔一六四二〕説もある、「所替之事」脇本陣鈴木家文書、『吉原市史』上巻、第六章）。これが中吉原である。

しかし、この地も延宝八年（一六八〇）に暴風雨に襲われ、七百人を超える犠牲者が出たという。このため、天和二年（一六八二）になって、さらに内陸の依田原・瓜嶋・伝法三か村の内に屋敷地を得て移転し、現在の吉原の町並みへとつながるのである。これを新吉原という。

こうした内陸部への吉原宿の移転は、「左富士」という名所を生み出すことにもなるのであるが、このことを、東泉院の側から見ると、当初相当離れた海沿いにあった吉原宿のほうが次第に東泉院に近づいてきた過程である、といえるであろう。現在の吉原本町の街並みを歩くと、東泉院との間に若干の段差があつて、そこに和田川が流れているが、江戸時代の絵図を見ると、その段差の下に吉原側に東泉院の朱印領の田地が広がっている。吉原宿から見ると、段差の上に東泉院の松林が見え、さらに天気が良ければ、その松林の上に雪を頂いた富士山が見えるのである。東海道を旅する人々は、東泉院の松林と、その山号である富士山をながめながら、吉原宿を通過することになるのである。宿駅の移転に伴い、こうした吉原宿との絶好の位置に、東泉院は置かれることになったのである。

このような吉原宿と東泉院との位置関係から、旅の途中東泉院を訪れる人々があらわれなくても不思議ではない。

小稿では、このような訪問者と東泉院の饗応を、東泉院文書の中の若干の史料から紹介しておきたい。なお、出典を明記した史料以外は、すべて六所家東泉院文書（富士市立博物館所蔵）に依拠している。

## 一 中吉原宿

こうした吉原宿の変遷をまとめて記述したものととして、『駿河志料』（文久元年〔一八六一〕成立、新宮高平著）中の富士郡吉原の項を掲げておこう。

### 【史料1】

此地は、もと盧原郡に属せしに、富士河の流れ変革し、川東となれるに抛て、本郡に隸しなり、駅はもと今井村の地にありて、権輿は審ならず、元弘年中今井見附と唱へ、天文年中義元朝臣判物に吉原とあり、此地溢浪洪水多かりけん、天文年中にも洪水死亡の者多かりしに、寛永年中の溢浪に砂山崩れ、駅舎を埋み、居住なり難かりしかば、寛永十七年官命ありて、田嶋・依田橋・中河原の地に屋敷地を賜はり、居をうつし、今に其地を中吉原と唱ふ、又延宝八年後八月六日の溢浪に、駅舎・堂社を頽ち、大水た、へ、吉原・田嶋の男女七百二十八人溺死せしに、天和元年依田原・瓜嶋・伝法三ヶ村の内に屋敷地を賜はり、居を移しぬ、是今の吉原駅なり、

この変遷を图示したものが、【図1】「富士市内の東海道と東泉院」である（富士市立博物館学芸員の井上卓哉氏に依頼し、東泉院・下方五社と東海道・吉原宿の変遷との関係を中心に作成していただいた）。当初、海沿いを通っていたと思われる東海道は、寛永年間依田橋村の西側に移転した吉原宿を通るようになる。これが中吉原である。現在、中吉原の発掘の成果の一部が、富士市立博物館二階に展示されている（解説シート「延宝の高潮と中吉原宿の被害」、発掘調査報告書「中吉原宿遺跡」も参照）。しかし、その所在を示す図は、年未詳の「東海道絵図」以外に、これまで発見されていなかった。それは、延宝八年（一六八〇）中吉原を襲った強烈な暴風雨によって、当地域が壊滅的な打撃を受け、それ以前の古文書や絵図が、ほとんど失われてしまった可能性が高いからでもある。同じ『駿河志料』の富士郡吉原の項には、その惨状が次のように記されている。

### 【史料2】

延宝八申年後八月六日溢浪ありし前、七月より富士山に笠雲か、り、沖辺は雲立汐は煮る如く立登りけるが、十日許前つ方より波立瀑風砂を飛ばし、港口閉て川水日々にた、へ、河合の橋桁を浸しけるに、五日瀑風車軸をくつがへす如くにて、六日の暮に至り丑寅の風に雨交り、初更の頃より辰巳の風に替り、人家堂塔の屋根を吹頽ち、塀を倒しけるが、暫有て南風に替り、高潮押来り四方とこ闇の如く、只黒水の降るにひとしく、親は子を助けんとし、子は親を尋ね、家々にさけぶ声かまびすしく、梁に取付、屋の棟に登り、命助るもあり、たくはへたる米穀調度も一時に押流し、七日の申刻に至り、漸く風も取りしかど、一面に水た、へ海のごとくなり、足高山根方の村落まで舟にて通ひしに、十三日に至り、すこし人心つきけるを、又十四日の朝北風吹

起り白浪天をひたし、波濤押来り、さらに又海となりて、砂山の高き所も波うち越えぬ、されど港口は塞がらざれば、速に其水引たり、扱後に点検ありしに、吉原駅の溺死七百四人、田嶋二十四人なりしとぞ、

吉原の湊口が砂で埋まり、暴風雨によって人家・堂宇が吹き倒されたところに、高潮が押し寄せ、愛鷹山根方の方まで舟で通うほど、海のように湛水し、吉原宿だけで七〇〇人を超える溺死者が出たというのである(延宝八年の災害については、「田子の古道」や『吉原市史』上巻、第九章なども参照)。史料中の「後八月六日」というのは、閏八月六日のことで、調べてみると太陽暦一六八〇年の九月二十八日のことであった(『日本暦西暦月日対照表』)。

## 二 延宝八年の富士山南麓絵図と中吉原宿

ところが、最近筆者が拝見することのできた富士山図の中に、この中吉原の位置を確認できる史料のあることが分かった。その史料は、かつての遠江国の個人のお宅に残っていた延宝八年(一六八〇)の「富士名所盡」(木版)【図2】である(山本博昭氏 所蔵史料、本図については、所蔵者及び静岡県歴史文化情報センターのご許可をいただき、掲載することができた)。

本史料は、年代が記された富士山南麓の富士山案内図の中では、最も古い絵図である。この絵図の全体的な分析は別の機会に果たしたいが、ここでは、図の向かって右側(東側)前面に注目したい。そこには、「よしわらのしゆく」(吉原の宿)として海側に二軒・富士山側に五軒の民家が道の両側に描かれ、ここが宿場であることを示している。道は西に向かって「ふじ川」(富士川)まで延びていて、その途中に「道中」と書かれている。この道中が東海道の本道である。延宝八年は、女人禁制の一部が解除されるなど、富士山の信仰の中でも多くの道者(信仰登山者)が登拝する庚申のご縁年であった。富士山の登拝は旧暦の六月・七月の二か月間に限られるので、この木版は、そうした富士道者に対して、六月・七月、あるいはそれ以前に配付されたものであろう。

先に述べたように、この年閏八月、吉原宿を始め駿河湾沿岸地域は暴風雨に襲われた。このため天和元年(一六八一)に、吉原宿は更に内陸の現在の吉原本町、新吉原に移転せざるを得なかった。その移転以前の場所が、中吉原である。延宝八年の年次を有するこの絵図は、新吉原に移転する以前の中吉原が描かれている、実に稀少な絵図なのである。

それでは、この絵図の中に、はたして東泉院は描かれているのだろうか。

この吉原宿の奥には、道がもう一本東西に走っており、その道に沿って「大せんじ」(大泉寺、沼津市)・「かん竹こんけん」(寒竹権現、富士市)・「いわうじ」(医王寺、富士市)・

「永めいじ」(永明寺、富士市)という建物が記され(これらの寺社の名称と由緒については、富士市立博物館学芸員の相場朋子さんに調べていただいた、今回は由緒の部分省略)、それと並んで、「ぜんとく寺 すの名物」(善徳寺 酢の名物)と註記された一軒の建物が描かれていることに注目したい。

善徳寺というのは、東泉院のすぐ近くに所在した中世後期の大寺院で、今川氏の篤い庇護をうけ、若き日の今川義元が梅岳承芳と称していた時代に善徳寺で修行していたことは有名である。しかし、当地は、今川氏と後北条氏・武田氏の抗争の場であり、中世末期、永禄十二年(一五六九)の武田氏の侵攻により大伽藍は焼失してしまった(その跡に建てられた小庵が、辛うじて近世に「善徳寺」という名を継承していたともいうが、中世の善徳寺はこの時消滅したと考えてよい)。

それでは、何故ここに「ぜんとく寺 すの名物」と記されているのだろうか。これまでの研究から、「善徳寺酢」を特産とする当地域の寺院は、近世史料から確認される限り、東泉院だけである(大高康正「善徳寺酢に関する一考察」(『六所家総合調査だより』第九号、二〇一一年十月、所収)、より詳細な考証については後掲)。一方、東泉院や旧善徳寺を含む広大な地域は、近世には村高三千石を越える善徳寺村という近世村落の村域であった。この村は、寛文二年(一六六二)に今泉村と改称されるが、「善徳寺」というのは、村名でもあった。しかし、この絵図から分かるように、「ぜんとく寺 すの名物」と註記されているのは、一軒の建物であり、これが特定の寺院をさすであろうことは確実である。このため、善徳寺酢を名物とするこの建物は東泉院であり、この絵図は、東泉院が描かれた今のところ最も古い絵図でもある、といえるのである。

なお、【図2】「富士名所盡」の富士山山頂の向かって左手、富士山脇の記事の中で、「亦、大同元年丙戌ヨリ延寶八年マデ八百七十五年」と記載されているのは、富士宮市の富士山本宮浅間大社が現在の地に社殿を造立した大同元年(八〇六)という年が意識されているものと思われる。また、一年違いではあるが、善徳寺の開創が大同二年(八〇七)と伝えられていることも知っておきたいところである(『駿河記』巻二十五、富士郡巻之二、【今泉】の項)。ただし、大同年間に神社の創建を比定する縁起は全国に数多くあり、その一環であるだろうことも承知しておきたい。

## 三 東泉院とその名称

もちろん、長い歴史を有する東泉院が、現在の屋敷地周辺にその開創当時から変わらずに所在したという確証はない。当初は浄土院と称し、富士山南麓にあったという由緒もあるが、今のところ伝承以上の証左はない(『駿河志料』・『富士山大縁起』)。また、「鳥波」

● ③ 今宮浅間神社(今宮村)

東泉院が別当をつとめる下方五社

- ① 日吉浅間神社 (今泉村)
  - ② 滝川浅間神社 (原田村)
  - ③ 今宮浅間神社 (今宮村)
  - ④ 富知六所浅間神社 (伝法村)
  - ⑤ 入山瀬浅間神社 (入山瀬村)
- ※数字は祭礼の順番



間神社(伝法村)

日吉浅間神社(今泉村) ● ② 滝川浅間神社(原田村)



(中央左の松の左側が富士山)

初代歌川広重画 「東海道五十三次之内 吉原」(左富士)



絵葉書 「東海名所 雨之香具山の富士」(富士塚)



初代歌川広重画 「東海道五十三次之内 原」(浮島沼)





資料の使用条件により、画像は非表示としています。  
どうぞご了承ください。

での甲州衆（武田方）の放火後、富士での新屋敷の取立にあたっては棟別十二間（軒）と天役などを免除する旨の、天文四年（一五三五）七月十七日付の今川氏輝による某宛（宛名部分切除カ）の判物（東泉院文書『静岡県史』史料編7 第一三四六号文書）をもとに、東泉院は元、鳥波（鳥並、富士宮市）にあって、そこから現在地（富士市）へ移転したのではないかとする説もある（長谷川弘道「戦国大名今川氏の使僧東泉院について」『戦国史研究』二五、一九九三年）。

長谷川説については、すでに大高康正氏・湯之上隆氏が、次の点をあげて批判しておられる。すなわち、「東泉坊」宛（年未詳）四月十日付今川氏親書状（『静岡県史』7―9二五）の花押が、文亀元年（一五〇一）十二月二十三日の今川氏親判物（『静岡県史』7―三一九）のものと同く似ているという註記を援用しつつ、十六世紀前期に「東泉坊」が、現在の吉原公園に所在したと思われる日吉宮造営を賞されている点からも、天文四年以前には今泉に所在したであろうと述べておられる（大高康正「富士山東泉院の歴史」『六所家総合調査だより』第二号、二〇〇八年三月、湯之上隆「六所家旧蔵中世文書の紹介」『六所家総合調査だより』第九号、二〇一一年十月）。

ここでは、このような先学の指摘に学びつつ、筆者は「東泉院」という名称にこだわって、この点を考えてみたい。

まずはじめに、東泉院とその周辺の様子を見てみたい。このことをよく示すのが、文久二年（一八六二）の【図3】「東泉院屋敷見取図ならびに周辺図」である（本図は、富士市文化振興課の佐藤祐樹氏に依頼して作成していただいた）。この図は、翌文久三年（一八六三）の十四代將軍徳川家茂上洛の際の東泉院宿泊を予定して作成されたもので、左上部には東泉院の朱印領が百九十石余であることなどの由緒が記載されている（文久二年という年代については、本図とほぼ同様の下書の図が多数有り、そこに記された年代を採用した）。本図の眼目である屋敷の間取りについては後述するとして、ここでは、東泉院と吉原宿・富士六所浅間神社（現在の三日市浅間神社）との位置関係について見てゆきたい。本図は、墨色以外に、黄色で「吉原宿」（＝東海道）、青色で「川井用水堀」（湧水泉と和田川）、ピンク色で「枝道」（東海道につながる道で比較的幅が広い）、赤色で「小道」（幅が狭く吉原宿＝東海道や枝道をつなぐ庶民の日常の道カ）が描かれている。本図では、墨以外の色の部分は、スクリーントーンの濃淡などでそれぞれを表示した。

まず、一番手前の南側に、黄色で吉原宿＝東海道が金手状に描かれる。吉原宿と東泉院との距離については、本図左上に「吉原宿在和田 古義真言宗 東泉院 吉原宿分北凡五丁」の記載がある。一丁は六〇間、約一〇九メートルであるので、五四五メートル程となる。和田というのは今泉村内の東泉院周辺の字名である。吉原宿東部から和田川とその支

流に架かる三つの小橋を次々と渡り、坂道を登るとすぐ左手に東泉院の大門が見えてくる。この道は原図でピンク色に塗られており、そのまま真北に向かっている。

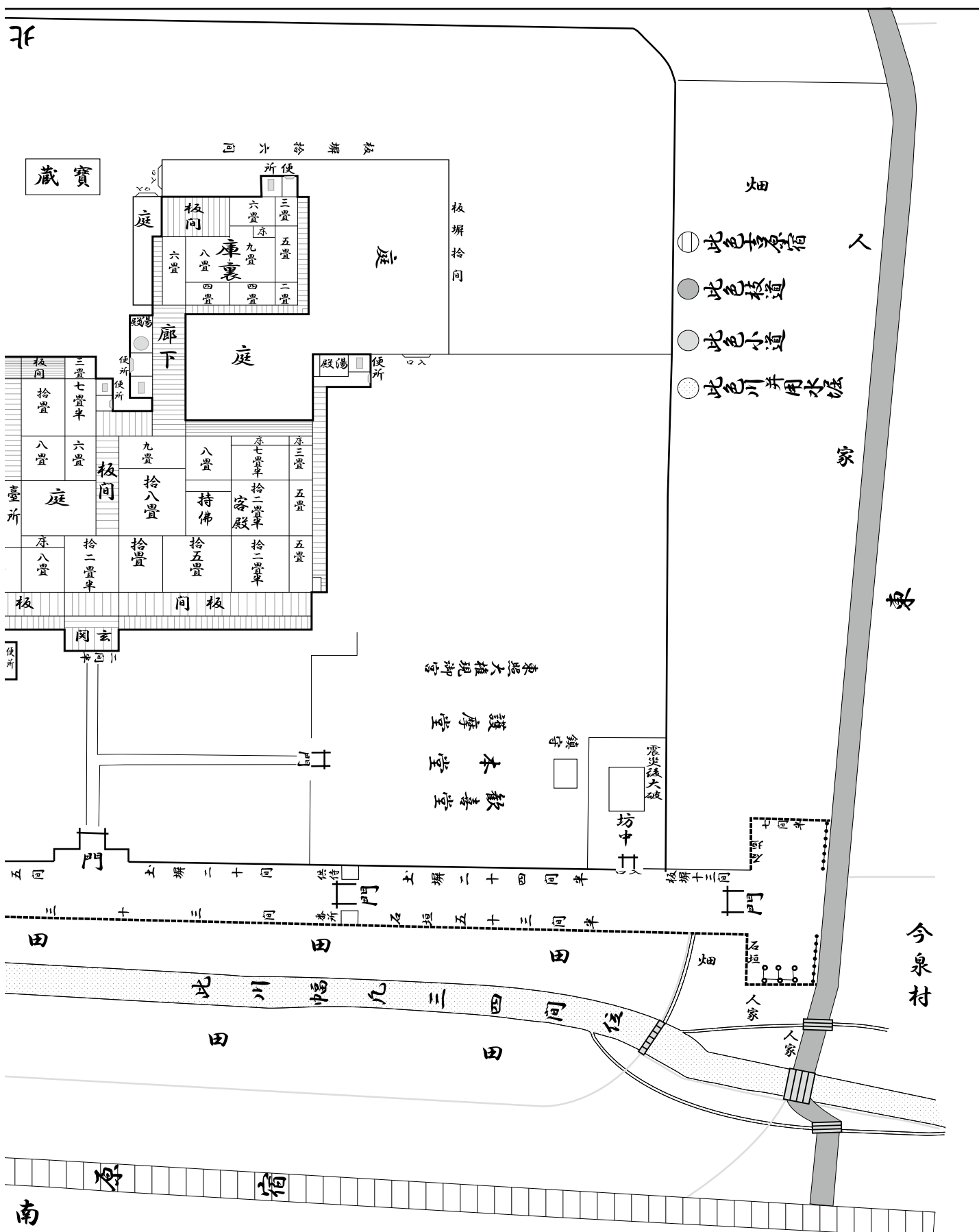
一方、吉原宿が金手に曲がった先の宿西部から、同じく北に向かってピンク色の道が延びており、その突き当たりが富士六所浅間宮である。ここにも、「富士六所浅間宮 吉原宿ヨリ凡八丁」とある。いかにも神社らしい杜が描かれ、鳥居奥にある本殿以外に少なくとも二つの建物が見える。その本殿の東側に和田川の幅（此川幅凡三四間程）とある、一間は約一・八メートル）よりも大きな池があつて、ここが富士山の伏流水が湧き出している泉で、和田川の源流である。和田川は中世以来殺生禁止の御手洗で、近世（ほぼ江戸時代）にも度々禁制が出されている。

今は昔のままの泉を見ることはできないが、近代まで富士六所浅間神社（三日市浅間神社）の御手洗の池で、そこから和田川が流れ出している。富士六所浅間神社の社人の家柄でおられる小糸久義さん（昭和二年生）のお話では、この池は水量が豊かで、子供の頃この池で覗きをする人々を見たことがあるということであつた。また、先日、三日市浅間神社の方にお話をうかがつた際、神社の社殿のすぐ裏側まで、富士山の溶岩が流れてきているということであつた（富士山北麓でいうところのマルビである）。つまり、富士六所浅間神社は、マルビの先端の湧水池に浅間＝富士山の神が祭られる絶好の条件の場所なのである。

東泉院は、この湧水池（泉）の東側に所在する（浅間神社の）別当寺として、「東泉院」との呼称が生まれたものと思われる。先述のように、これまで東泉院の存在が分かる最も早い時期のものは、「東泉坊」宛（年未詳）四月十日付今川氏親書状（『静岡県史』7―9二五）で、その花押が文亀元年（一五〇一）の今川氏親判物のものとよく似ているということであるが、何よりも今川氏親は大永六年（一五二六）に亡くなっており、その文書に「東泉坊」とあることは、少なくとも、この時富士六所浅間神社の御手洗池（泉）の東側に所在していたことは確かだ、仮に天文四年（一五三五）以後に鳥波から富士に移つたとすると、少なくとも名称の上で齟齬が生じるのではないだろうか。

一方、東泉坊は何故東泉寺とはならなかったのだろうか。駿河国では、一之宮である大宮の富士浅間大社の別当寺は寶幢院、静岡浅間神社の別当寺は千灯院（千幢院、泉動院）で、著名な浅間神社の別当寺はいずれも「院」を名乗っており、下方五社浅間神社の別当東泉院と共通している。この点について、中世以来の当地域で、別当寺や供僧は「院」を名乗るといふ通念があつたのかどうか、知りたいところである。勿論、名称のみから実態を推定するのは限定的でなければならないが、今のところ東泉院とその周辺の自然環境を考慮する限り、このように考えられるのである。

このため、本図は、富士六所浅間神社の泉と和田川、吉原宿と東泉院との関係を実によ



- 此色子多室宿 人
- 此色板道
- 此色小道
- 此色川井用水流

佐藤祐樹氏作成





く示している図面であるということができるのである。

なお、永祿元年（一五五八）十二月十七日付東泉院宛今川氏真朱印状（『県史』7―二六六八）には「東泉院寺屋敷、善徳寺々内江太原和尚被引入、為其替地之上者」とあって、この頃、隣接する善徳寺と東泉院との間で「東泉院寺屋敷」をめぐる替地が行われたことは確かであるが、両寺院とも泉の東部に所在したことは共通しており、せいぜい境界の調節程度で、東泉院たる基本的な位置関係にまで影響を及ぼすものではなかったものと考える。

#### 四 東泉院を訪れた人々

##### 1 東泉院を訪れた人々

一万点に及ぶ前近代の六所家東泉院文書の中に、「宮門跡公家衆諸大名後鑑 賢盛記」と題された一冊の横長の冊子がある【写真1・2】（本史料の存在については、富士市立博物館前学芸員小川 桃さんに教えていただいた）。その冊子には、享保十三年（一七二八）から寛延三年（一七五〇）まで、二〇年余の期間の大名や公家など東泉院を訪れた人々の名前と、不動院（東泉院内の供僧）・智勤（東泉院の役僧、賢盛と同一人物、第十一代光盛に仕え、第十二代になることになっていたが光盛に先立ち逝去）など東泉院側から応対に出た人物名、「金子百疋」「瓜一頭」など訪問者の心付けや持参の土産と思われる記載、また、「此方より手酢遣ス」など東泉院側の手土産が記載されている。その記載例を示すと、次の如くである（①・②などの番号は引用者の註記）。

##### 【史料3】

享保十三年六月八日

① 一松平撰津守殿、富士川支庭御見物御出、不動院案内申、金子百疋被指置候、

享保十四酉年三月廿七日

② 一藤堂大学殿、富士川支庭御見物御出、智勤案内申、目録式百疋被遣候、

（中略）

元文三年五月十九日

⑦ 一阿波殿御家老稲田九兵衛、庭見物被参、瓜一頭被越候、此方より手酢遣ス、用人

林八左衛門

この中の「富士川支庭御見物御出」という記載を、筆者は当初、東泉院には富士川の近くに別邸がありその庭を「支庭」と呼んでいるのかと考えていた。しかし、史料を見てみると、大部分が「富士川支」のところで改行され、次の行頭に「庭御見物御出」と続いているのである【写真2】。このため、「川支」について調べてみると、川留め（川止め）には「川支え」（川づかえ）と表記する場合があります、富士川の事例はわからなかったが、大

井川では通常の水位より二尺五寸（約七五センチ）以上増水すると川止め（川支え）になることがわかった（『国史大事典』など）。

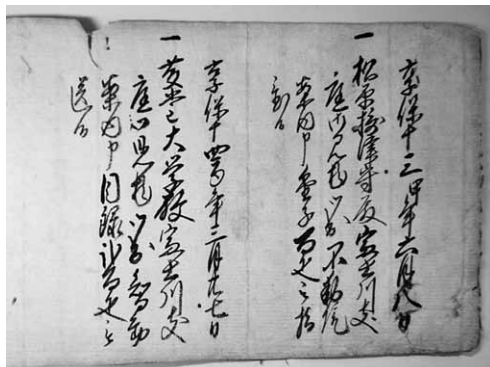
つまり、富士川が川支えとなったので、東泉院の庭の見物に御出になった、というのである。記載例を追って行くと、全四九例のうち、はじめから十九例までは、二例を除いて川支えが理由として書かれているが、その後は一、二例を除き理由は書かれず、御参詣・御見物と書かれているのみである。

大名や公家たちが、当初は川支えの無聊を慰めるために、富士川渡渉の手前の吉原宿からほど近い東泉院とその庭を訪れたのは間違いないであろう。しかし、その評判が次第に広まって、彼らはやがて川支えではなくとも、東泉院の庭を訪れることもあったようである。

この史料全体を、【表1】として示した。この中で、まず来客名を見てみると、大名（あるいはその家老級の家臣）、旗本（判明する限り千石・三千石などの比較的上級旗本）、公家に分類される。例えば伊勢津藩やその支藩久居藩の藤堂家の当主は、約二十年間に五回、前田信濃守とその家老も五回立ち寄っている。全体として、大名家やその家臣が多い。また、寛延二年（一七四九）から翌年にかけて山科少将・飛鳥井中納言・広橋大納言などの公家方が次々と立ち寄っている。これは、東泉院の第十一代光盛が寛延三年公家東坊城長誠の猶子（義子）となったことと無関係ではあるまい。また、享保年間是一年一度あるかないかの来訪者数であったが、次第に増加し、元文六年（一七四一）一五回、延享二年（一七四五）四回、延享四年四回、寛延二年（一七四九）四回、寛延三年（一七五〇）になると年十五回と、次第に来訪者は増加傾向にある。水野監物（三河など六万石の大名）などは、寛延三年の七月九日と十一日に、一日おいて二度も訪れている。



【写真1】宮門跡公家衆諸大名後鑑（表紙）



【写真2】宮門跡公家衆諸大名後鑑（1丁）

こうなると、先に述べたように東泉院を訪れる理由が、単なる川支えとは言えなくなるであろう。

## 2 心付け

訪問者が東泉院に渡す心付けは、ほとんど金百疋から三百疋である。時代によって変動があるかもしれないが、金一両が四百疋とすると、金子百疋は一両の四分一、金一分と成る。現代でいうと数万円にあたるであろうか。三百疋だと五万円以上となるが、いかがであるか。今後、当地域の物価と比較して、吟味する必要がある。ただし、心付けが記載されない武家には、東泉院からの土産物も記載されておらず、この辺りははっきりしている。例外の寛延三年（一七五〇）七月十二日の（松平）周防守・（増山）対馬守の二例も、いずれも花筒のみで、これは手製の竹製品と考えられ、あつさりしたものである。

一方、心付けを渡された客人には、それ相応の土産が心懸けられていたものと思われる。なお、「目録二百疋」とあるものと、目録の記載がなく金百疋などと書かれる場合がある。目録が付いた方が丁寧であろうか。

この他、瓜や薯蕷などの野菜。絵や三夕（いわゆる秋の夕暮れの和歌三首、公家などの墨跡、色紙、奉書紙、菓子・菓子箱・砂糖など多様なものが、東泉院にもたらされた。現在六所家に残る書画の中にも、この来訪者との交渉によりもたらされた物もあるのではないだろうか。東泉院と大名・公家衆との文化面での交流も、私たちは想定しておく必要がある。

## 3 贈答の品々

それでは、次に東泉院が来訪者に贈った品物を見てみよう。

まず、酢・手酢などと表記されている酢が十三例で最も多い。次いで白芋茎九件・富士苔九件・茶（又は茶菓子）六件が中心で、酒は白酒一件・梅花酒一件・白酒と梅花酒の両方が一件の計三件である。このうち、まず酢以外について見てみよう。

お酢以外のお土産としてよく出てくるのは、花筒を別にすると、表のように白芋茎・富士苔・茶（又は茶菓子）が中心で、酒は計三件である。

これらについては、『駿国雑志』（天保十四年（一八四三）成立、阿部正信著）（巻之十八）によると、富士郡吉原駅・元市場の産物として、次の四品が記されている（史料では、各々の項目に「富士郡吉原駅・元市場、是を売る」とまず記し、その次に、各項目ごとに、以下のように記されている）。

鰻 「味美也」

白酒 「是を富士山川白酒と云、其製尋常に異ならず」

雑炊飯 「葱を入味噌汁とし、煮て食はしむ」

籤芋茎 「其善きは、長二尺余、潔白にして佳也、悪しきは、黄にて短し、煮て食ふ

べし、又酢に漬てよし、其価甚貴し」

元市場というのは、吉原と蒲原の間の宿駅、いわゆる間の宿（あいのしゅく）で、富士川を渡渉する前の宿駅である（【図1】参照）。

この後、『駿国雑志』には、十団子（安倍郡宇津の谷）・薯蕷汁（安倍郡九子駅）・五文採餅（安倍郡弥勒町）・建穂豊表（安倍郡建穂村）・染飯（志太郡島田駅末瀬戸村）の五品が記載されているが、このうち建穂豊表以外の四品はいずれも食物である。しかし、安倍郡・志太郡にまたがって四品であるのに対し、こうしてみると、富士郡吉原およびその周辺は、駿河国内の東海道の宿駅の中でも名産が多い地域であるといえよう。これは、富士川の川支えとも関連するものであろうか。

これらの土産四品のうち、鰻は浮島沼でとれた鰻の蒲焼で、柏原（原と吉原の間の宿）の名産ともいわれる。雑炊は大名など東泉院の来客には出されなかったようである。東泉院来客に対する土産は白酒と籤芋茎の二品である。

まず、白芋茎または芋茎は、一例「須伊喜」（ずいき）と書かれているように、いわゆる芋茎（ずいき）で、『十方庵遊歴雜記』（十九世紀前期、文化・文政期頃成立、十方庵敬順の記録）によれば、「家毎に軒下に長く釣して、肥後芋茎を名産として商ふ」とある。『駿国雑志』の籤芋茎にあたる。その記述に酢に漬けてもよしとあり、酢（善徳寺酢カ）とのコラボレーションも評価されている。

白酒は、『修訂 駿河国新風土記』（天保五年（一八三四）成立、新庄道雄著）に「富士の酢（しろざけ）（糯米を焼酎に和して醸す）、美味なり、茶店にて旅人に鬻ぐ」とあり、吉原宿では「山川志る酒」が浮世絵に描かれる（【図1】参照）など、当地域の名産である。また、天保十四年（一八四三）の本市場村「明細書上帳」（吉原宿脇本陣 鈴木家文書）に「立場茶屋名物白酒商売仕候」とあるごとく、吉原宿とともに隣の間の宿本（元）市場村の名産として、『東街便覧図略』（寛政七年（一七九五）十一月序）に「富士之白酒店」として絵図と共に詳しい記述がある。茶は東泉院やその朱印領の村々で自家栽培されていたと思われる駿河茶であろうか、菓子と共に出されることが多い。菓子は吉原宿で手作りされたものであろうか、どのような菓子であったのか、知りたいところである。

富士苔は、『和漢三才図会』（正徳二年（一七一二）頃成立）に「駿河国 土産」「富士苔（ノリ） 出於谷川」とあり、川ノリであるためか、いずれも海の字をとって「富士苔」と表記している。高張らず日持ちがして軽量なところが、土産として最適である。

これ以外は、薯蕷・蕎麦切が各一回であるが、これは前者が二月十一日、後者が四月（日は不明）で、二月・四月の事例が各々他に二例宛しかないためであろうか。

これらの飲食物とは別に、花筒を土産とする例が十六例ある。しかし、筆者が見る限り、

東泉院からの土産または食事の準備（蕎麦切・提重）

花筒	白芋茎	富士苔	茶菓子	酒	薯蕷	蕎麦切	提重	備考 [左記以外の東泉院よりの土産] / 来客者情報
								/正徳5年藩主、従4位下撰津守、元禄7～享保17年没、35歳
								/享保13年藩主、大学頭、従4位下、宝永3年～享保20年没、26歳
								/宝永6年従5位下、出雲守、享保17年没38歳
								/享保13年藩主、大学頭、従4位下、宝永3年～享保20年没、26歳
								/元禄14年従5位下伊賀守、享保10年伊勢守、享保17年従4位下
	須伊喜							/宝永4年従5位下侍従伊豆守、宝暦13年没、74歳
								/享保20年従4位下阿波守、元禄6年～寛保3年没、51歳
花筒	白芋茎							/正徳5年相統、享保2年従5位下飛騨守、元禄16年～明和2年没63
								/家老三浦為恭（ためやす）
								/享保16年従4位下刑部大輔、享保元年～宝暦2年没、37歳
								/享保8年従5位下河内守、宝永4年～宝暦8年没、52歳
								/享保11年養子となり従五位下下野守、寛保元年8月没
花筒				白酒				* 公家衆文2枚・押絵2枚/祈禱之札・水干・銀杏2・筆子3
花筒								/正徳5年相統、享保2年従5位下飛騨守、元禄16年～明和2年没63
花筒								/宝暦10年（1760）没、53歳
	白芋茎							/享保20年藩主、和泉守、従4位下、正徳3年～天明5年、73歳
花筒			茶菓子					瓜・茄子（籠）/元文4年従5位下土佐守
花筒								/元文2年封襲、従5位下下総守（下野守は誤記カ）
								/千葉生実1万石、享保19年従5位下兵部少輔、延享2年閏12月大坂定番
花筒								/享保19（1734）～元文2（1737）権中納言、元禄10（1697）～明和5（1768）
						蕎麦切		上江蕎麦切、次者一汁三菜・吸物三方出ス、上下十人余/ /金2百疋・智勸へ百疋/
花筒							提重	/享保20年藩主、元文3年従5位下、享保6年～宝暦12年、42歳
								/延享3年（1746）丹後守、宝永4年～宝暦8年没、52歳
			茶					旅宿へ御茶/元文4年従5位下甲斐守、宝暦元年宗家相統、寛政元年没
花筒	白芋茎						提重	
			引茶		薯蕷	蕎麦切		* 胡麻餅・引茶/蕎麦切小附、一汁五菜、下々江三方出ス
花筒		富士苔			薯蕷			/延享4年（1747）正4位下、享保7年（1722）～明和7年（1770）没
花筒								/享保13年従5位下肥前守、正徳元年～安永8年没69歳
花筒			茶菓子					/寛延3年（1750）1月権大納言、明和2年（1765）没
花筒	白芋茎	富士苔	茶菓子					/寛延2年（1749）権大納言、明和2年（1765）没、63才
								[御立寄可被有筈]（実際に立寄ったかは不明）
	白芋茎	富士苔	茶菓子	梅花酒				* 花山院殿・五條殿御書捨二通、庭前之風景、即跡詩并古歌箱根山ニ而伝作、御猶子之御書付等、元文3年（1738）～延享元年（1744）参議
花筒	白芋茎	富士苔		梅花酒・白酒				/延享元年権中納言、延享4年正3位、寛延3年2月賀茂伝奏、宝暦6年没
								/享保元年従5位下但馬守、延享4年加賀守、元禄15年～天明4年83歳
	芋茎	富士苔						/享保20年藩主、元文3年従5位下、享保6年～宝暦12年、42歳
								/藤堂土佐守と重なったため、訪問を中止、享保19年従5位下播磨守
	白芋茎	富士苔						/寛延元年従5位下大和守、享保11年～明和5年没43歳
								/宝暦2年大番の頭、従5位下丹後守、宝暦3年没62歳
		富士苔	茶茎					/元文2年従5位下監物、享保7年～宝暦2年没、31歳
		富士苔						/元文元年従5位下周防守、寛延2年奏者番
								/元文2年従5位下監物、享保7年～宝暦2年没、31歳
		富士苔	茶菓子					/延享3年従5位下対馬守、享保11年～安永5年没、51歳
花筒								/元文元年従5位下周防守、享保4年～寛政元年没、71歳
花筒								/延享3年従5位下対馬守、享保11年～安永5年没、51歳
								* 正木香呂・布袋竹花生・楽焼花生給之/貞享3年～宝暦9年没、74歳
								/隠岐守を名乗る記録なし、宝永3年～7年御書院番、元文3年没、69歳

政重修諸家譜』『公家辞典』などを参考にした。

表1 富士山東泉院を訪れた人々

番号	年 月 日	西暦	来 客 名	心 付	酢
1	享保13・6・8	1728	松平摂津守〔美濃高須藩主松平義孝、尾張藩主徳川綱誠15男、3万石〕	金子100疋	
2	享保14・3・27	1729	藤堂大学〔伊勢津藩主藤堂大学頭高治、27万石〕	目録200疋	
3	享保15・7・16	1730	阿部出雲守〔阿部正興、3千石、享保15年大番の頭〕		
4	享保19・5・12	1734	藤堂大学〔伊勢津藩主藤堂大学頭高治、27万石〕	金子100疋	
5	享保20・6・27	1735	戸田伊勢守〔美濃大垣藩主戸田伊勢守氏長、10万石〕	金子200疋	
6	元文2・11・27	1737	前田信濃守〔前田長泰、正徳3年千石、宝永6年高家に列す〕	金子200疋	酢1樽
7	元文3・5・19	1738	阿波殿御家老稲田九兵衛〔蜂須賀宗英むねてる〕	瓜1頭	手酢
8	元文3・8・23	1738	永井飛騨守〔永井飛騨守直期なおざね、摂津高槻藩3万6千石〕	金100疋	
9	元文6・2・24	1741	紀州御家老三浦長門守〔紀伊徳川家家老、1万5千石〕	金子100疋	酢
10	元文6・3・28	1741	宗対馬守〔享保17年対馬守、藩主義如(よしゆき)、10万石格〕	金子200疋	酢
11	元文6・3・28	1741	阿羅兩人〔不明〕	金子100疋	
12	元文6・4・25	1741	土方河内守〔土方雄房かつふさ、1万2千石伊勢・近江〕		
13	元文6・5・20	1741	織田下野守〔織田信方のぶかた、大和柳本藩1万石〕		
14	寛保2・2・23	1742	前田信濃守〔前田長泰、正徳3年千石、宝永6年高家に列す〕	金子200疋*	
15	寛保2・9・11	1742	永井飛騨守〔永井飛騨守直期なおざね、摂津高槻藩3万6千石〕	絵1幡	酢
16	寛保3・5・12	1743	青山伯耆守〔青山伯耆守忠朝、5万石〕	金300疋	酢1升
17	延享2・5・3	1745	藤堂和泉守〔津藩主藤堂和泉守高豊、27万石〕	金子200疋	酢
18	延享2・5・10	1745	大岡土佐守〔大岡忠征ただゆき、2千石〕	薯蕷3本	
19	延享2・6・2	1745	市橋下野守〔市橋直方なおかた、1万7千石近江、下総守〕	金子100疋	酢1升
20	延享2・9・20	1745	大坂御番森川兵部〔森川俊令としのり、兵部少輔、1万石〕		
21	延享3・5・11	1746	難波前中納言〔難波宗建むねたけ、300石、享保19年権中納言〕	左右内大臣 之三夕	酢筒
22	延享4・4	1747	前田信濃守・監物殿御家老内田儀右衛門〔前田長泰、正徳3年千石、宝永6年高家〕		
23	延享4・5・4	1747	前田信濃守・監物殿御家老内田儀右衛門〔前田長泰、正徳3年千石、宝永6年高家〕	金300疋	
24	延享4・5・5	1747	藤堂佐土守・上下40人〔伊勢久居藩主藤堂佐渡守高雅、5万6千石〕	金1両1分・ 酢2枚	
25	延享4・5・11	1747	土方丹後守〔土方雄房かつふさ、1万2千石伊勢・近江〕		
26	延享5・5・13	1748	毛利甲斐守〔長門長府藩主重就しげなり、4万7千石〕	(度々御出)	
27	延享5・4・3	1748	南都大乘院〔興福寺の塔頭〕	目録200疋	
28	寛延2・2・11	1749	前田公・同貞之亮〔前田長泰、正徳3年千石カ〕	金100疋*	
29	寛延2・2・25	1749	山科少将〔山科頼言よるとき、300石、元文4年(1739)右少将〕	三夕(秋の夕 暮の和歌)	
30	寛延2・3・16	1749	奈浦肥前〔松浦誠信さねのぶ、6万3千2百石、肥前守〕	金200疋・ 茶碗5	手酢1懸
31	寛延2・3・20	1749	飛鳥井中納言〔飛鳥井雅香羽林家、928石4斗、元文4年(1739)権中納言〕	伏見宮御筆・大 色帟・御菓子箱	酢1掛
32	寛延3・3・14	1750	広橋大納言殿雑所淡路主膳〔広橋親胤ちかたね、のち勝胤、850石〕	目録100疋	
33	寛延3・3・14	1750	正親町宰相〔正親町実連おおぎまちさねつら、352石、寛延3年1月参議〕		
34	寛延3・3・14	1750	東坊城前宰相〔東坊城綱忠ひがしほうじょうつなただ、301石〕	*	
35	寛延3・3・14	1750	勸修寺宮〔かじゅうじ顕道あきみち、708石〕	目録2百疋・砂 糖漬壺箱・奉書	
36	寛延3・5・3	1750	鳥津加賀守〔鳥津忠雅ただまさ、日向佐土原2万7千石〕	金100疋	
37	寛延3・5・3	1750	藤堂佐土守〔伊勢久居藩主藤堂佐渡守高雅、5万6千石〕	銀2枚・金百疋	
38	寛延3・5・3	1750	関播磨守〔関政富まさとみ、1万8千石、備中新見〕	(途中より御帰)	
39	寛延3・5・4	1750	木下大和守〔木下俊泰としやす、2万5千石〕	金子200疋	
40	寛延3・5・14	1750	竹中左京〔竹中元敏もとし、6千石美濃・河内〕	目録200疋	
41	寛延3・7・9	1750	水野監物〔忠辰ただとき、6万石三河など〕	金300疋	
42	寛延3・7・10	1750	奈平周防守〔松平康福やすよし、5万4千石、石見浜田藩〕	目録2百疋・ 銀1両	酢1かけ
43	寛延3・7・11	1750	水野監物〔忠辰ただとき、6万石三河など〕	金100疋	
44	寛延3・7・11	1750	増山対馬守〔増山正賛まさよし、2万石伊勢〕	目録200疋	酢1懸
45	寛延3・7・12	1750	(奈平)周防守〔松平康福やすよし、5万4千石、石見浜田藩〕		
46	寛延3・7・12	1750	(増山)対馬守〔増山正賛まさよし、2万石伊勢〕		
47	享保2・	1717	奈平采女正〔松平定基さだもと、元禄15年采女正、今治4万石〕	*	
48	享保年間	1716-36	桑原隠岐守〔桑原盛興もりおき、500石下野国〕	目録	
49	享保年間	1716-36	京都本願寺〔浄土真宗、東西どちらの本願寺かは不明〕	御菓子など	

・享保13年(1728)～寛延3年(1750)「宮門跡公家衆諸大名後鑑 賢盛記」より作成、「心付け」欄の\*は備考欄に続きがあることを示す。『新訂 寛



花筒について今のところ近世の地誌に記載はない。「智勸、花筒を致進上ス」とあるように、東泉院内に産する竹などを加工した、智勸の手作りの土産ものであろうか。

#### 4 提重

ところで、東泉院への来訪者の中には、東泉院に対し、提重（さげじゅう、持ち運び用の弁当箱）を用意するように依頼する場合もあったようである。記載されているのは二例のみであるが、次のようである。

#### 【史料4】

②④一藤堂佐土守殿御出、御昼支度上下四十人計御頼、一汁三菜、但し、上江水干・提重、次江赤飯煮メ出ス、酢式枚金壺両被指置ル、勝手働之者へ金子壺分来ル、智勸花筒を致進上ス、

②⑦一南都大乗院殿御見物ニ被為成、提重出ス、花筒・白芋茎献上、目録二百疋被下置候、すなわち、延享四年（一七四七）五月五日の伊勢（三重県）久居藩主藤堂佐土守（佐渡守）の一行は、なじみの大名でもあり、また丁度端午の節句でもあったためであろうか、大名とその家臣上下四十人分の弁当の用意を依頼され、一汁三菜の弁当と、藩主藤堂高雅へ水干と提重、次の高位者に赤飯と煮染めが出されている。この食事の用意が東泉院内部だけで準備できたのか、吉原宿の旅籠や飯屋などの助けを借りたのか、知りたいところである。「酢二枚」の意味はまだわからないが、金一両という表中最高額が渡され、勝手働きの者にも金一分の心付けが渡されている。ともかく、四十人という学校一クラス分の人々がまとまって東泉院の庭を訪れたのである。もう一例は翌延享五年四月三日の奈良興福寺の塔頭大乗院で、一行の人数は記されていないが、この時も提重が用意されている。

東泉院の寺域は、三重の門で仕切られた古儀真言宗の別当寺院であり、木々の緑に覆われた女人禁制の神聖な場所であった。祭礼を除けば、通常は静寂が支配していたと思われる。一方、提重は今のピクニック用弁当で、近世の遊楽をテーマとした絵画にも描かれており、屋外での使用が前提である。しかも、四十人というまとまった人数が東泉院の庭を訪れたのである。酒を持ち込んでの宴会ではないであろうが、川支え（川止め）の鬱憤を晴らす様な屋外での会食は、会話を弾ませ、人々の心を快活にしたであろう。大声を出すようなことは謹まれたであろうが、通常の東泉院の雰囲気とは違った、明るい華やかさが漂ったのではないだろうか。

東海道を旅する来訪者たちは、自身が東泉院の雰囲気を楽しむと共に、このような変化を東泉院へ与えたのではないだろうか。

一方、逆に東泉院の側が世間に影響を与えたのが酢の製造であった。酢については、次に節を改めて考えてみたい。

#### 五 東泉院と酢

##### 1 酢献上の由緒と経緯

酢は「駿河国 土産」として、「醋 善徳寺作之」（『和漢三才図会』（正徳二年（一七一）頃成立、寺島良安著）とある。本誌でも既に大高康正氏によって言及されているように（大高康正「善徳寺酢に関する一考察」『六所家総合調査だより』第九号、二〇一一年十月、同氏「名産『善徳寺酢』」富士ニュース二〇一一年五月二十七日付紙面）、東泉院は「善徳寺酢」という酢の醸造を行っていた。ここでは、大高氏の先行研究をも参考に、東泉院と酢との関係を考えてみたい。また、同じ史料を引用することをお許しいただきたい。まずはじめに、東泉院と酢との関係を記した最も古い史料を見てみよう。これは年代から見ると寛文元年（一六六一）に入院した第五代快算（寛文十三年一月没）の在任中のものであるが、文中「先師快算」とあるところから、第六代快真が師に代わって作成に関わったものと考えられる。なお、快真自身も住持わずか二年で延宝二年（一六七四）十一月に亡くなっており、このころの東泉院住持は慌ただしく替わっている。

【史料5】寛文十二年（一六七二）三月十六日

（端裏書）「善徳酢証文」

##### 定

一善徳酢之儀、前代 御公儀様奉上、又御大名衆江進来候処ニ、善徳寺住持快温・快盛二代御酢不奉上 御公儀様、尤於江戸ニ御大名衆一円不進、善徳酢於江戸ニ無其沙汰中絶候処ニ、先師快算在江戸中之宿森田佐右衛門申候者、如先規造酢いたされ 御公儀様江御上ケ、又御大名衆中江も御用次第ニ被遣可然旨申候、雖爾快算自分ニ而左様之才覚難成之由被申候ニ付、佐右衛門申候者、此事聊モ悪事ニ無之候間、其段者我等肝煎可仕候、中興ニ御取立之者、為御寺、且又、貴僧御代再興被成規捨之由、強ニ申ニ付、扱ハ江戸之義、畢竟其方へ任入候、造酢取立候半旨ニ而近年造酢相調、江戸へ相届ケ、佐右衛門精を入、即山本道勺老頼入 御公儀様江上り申様ニ任、左之通無異儀埒明来候、然所ニ今度善徳寺代替之故、為後日書立互ニ一札取替之覚、一於駿州ニ致造酢江戸迄送り届ケ、佐右衛門請取於江戸ニ吟味いたし、御公儀様江差上、又諸方江売渡、酢本駄賃等懸り之分相定之通善徳寺小日記、佐右衛門者売立之小日記、双方日記ニ而致勘定、右之懸り分差引、残銀四分・六分二分算、六分ハ善徳寺江相渡シ、四分佐右衛門受得ニ相定候事、右為後証双方一札、如件、

御酢吟味所

森田佐右衛門④

寛文拾貳年壬子三月十六日

同子久之丞④

証人

仁木藤右衛門

政盛(花押)

証人大山

八大坊

隆慶(花押)

駿州御酢本

善徳寺様

この文書の宛先は、「駿州御酢本善徳寺」であるが、文中の「善徳寺住持快温・快盛二代」は東泉院の第三代・四代であり、「先師快算」は第五代で、この歴代住持の記述からも、善徳寺とは東泉院のことである。

その内容は、これまで「善徳酢」(通常いうところの「善徳寺酢」であろう)を御公儀様に献上し諸大名にも差し上げてきたが、快温・快盛の二代にわたって中絶してきた。ところが、先師快算の代になって、江戸滞在中の宿である森田佐右衛門が、自分が肝煎を務めるからと再興を勧めるので、山本道勺老を頼んで幕府に献上する手筈になっていたところ、この度善徳寺(実は東泉院)が代替わりするので、改めて一札を取り交わす、というのである。その内容は、江戸迄送付された酢を森田佐右衛門が吟味の上、公儀へ献上、諸方へ販売し、運賃など善徳寺(東泉院)の経費と、森田佐右衛門側の売り上げなどを小日記にまとめて勘定し、利益の四分を森田佐右衛門が、六分を善徳寺が得るといものである。

この史料の中で、販売担当の森田佐右衛門側は、東泉院側を一貫して「善徳寺」と呼んでいることが気になるところである。その理由はわからないが、先の延宝八年(一六八〇)刊行の【図2】「富士名所盡」でも「ぜんとく寺 すの名物」とあったように、少なくとも富士山南麓では「善徳寺の酢」が名物であり、先の大高論文によれば、寺子屋の教科書である寛文九年(一六六九)刊行の「江戸往来」という手習本にも「善徳寺酢」があげられているとのことで、この寛文十二年の契約の頃には、東泉院又はその周辺に善徳寺酢という名物が存在し、少なくとも東海から関東にかけて、その名声が確立していたことは確かであろう。この善徳寺酢の名称を(あるいは「善徳酢」と改称して)、少なくともこの時点の東泉院は、継承することを意図していたのではないだろうか。そのために、自身を「善徳寺」と称した可能性があるのである。その演出やコマーシャルを担当したのが、自稱「御酢吟味所」を名乗る森田佐右衛門だったのではないだろうか。なお、仁木藤右衛門なる人物はわからないが、相州大山八大坊隆慶が証人となっているのは、東泉院第四住持快盛(寛文五年没)が大山宝集院出身であることと無関係ではないであろう。

史料も少なく、なかなか難しい問題であるが、次に東泉院側が酢献上中止を願って寺社奉行に提出した文書を見てみよう。これは寺社奉行所への東泉院第七代快雅の上申書で、差出人の快雅は延宝元年(一六七三)十一月入院し、貞享二年(一六八五)五月に亡くなっている。

【史料6】延宝七年(一六七九)正月

(端裏書)「酢献上芝源助町刀屋佐右衛門相頼献上願之一件」

覚

一駿州富士郡東泉院唯今拙僧住職仕候、六代前之住持快印之時、御公儀江手作之酢献上仕初申候謂者、権現様大坂御在陣之節、彼地ニ御見廻申上候付手作之酢持参仕候処、御感ニ思召、御帰陣已後茂御吉例之由ニ而御年頭ニも差上申候様ニと被 仰出、御朱印之外ニ為酢料所之御蔵米五拾石宛年々被下置、御酢造り折々献上仕候由ニ御座候、其上御酢造り申候節者、善徳寺村之百姓召仕、御当地ニ差上申候ニも同村之百姓送り届ケ申候、然ル処其次之住持快温如何存候哉、右年々被下置候五拾石之酢料差上、御酢献上之儀相止申候、夫今拙僧師快算迄三代中絶仕候処ニ、拙僧師如前々之御酢差上申度存念にて、先年御年礼ニ罷下り候節、御当地逗留之宿、芝源助町刀屋佐右衛門与申町人ニ、右之旨談合仕候得者、佐右衛門申候者、御公儀へ酢差上申候事御当地ニ而才覚仕、五拾石之御酢料も如先規之拝領仕候様御訴訟可被成旨申候付、則彼者ニ頼申候処、如何様ニ才覚仕候哉、十一年已前西ノ年御酢差上申候願相叶献上仕候、然レ共、酢料者拝領不仕、剩道中賄も自分ニ而仕差上來申候、拙僧其頃高野ニ罷有六年以前入院仕候付、前後之様子具ニ者不存候得共、御酢差上申義者、如前々之自分之賄ニ而、当春迄献上仕來申候、右之通りニ御座候得者、若道中何様之遅々仕、御酢風味変シ可申哉難計奉存、且又、寺役御祈祷之外ケ様ニ献上物自分賄ニ仕候段迷惑ニ奉存候間、御酢献上之義、如前々之御赦免被遊被下候様奉願候、雖然近年献上仕來候付、今又左様ニ者難被仰付義ニ御座候者、御当地迄運送り之御伝馬被仰付被下候様ニ奉願候、右御酢献上之御訴訟仕候様子者、定而佐右衛門可存候間、可被聞召上義御座候ハ、被召出、御尋可被下候、以上、

延宝七年未正月

五社別当

東泉院

快雅

寺社御奉行所

(奥書)

快算右訴訟被致、酢料等も伝馬も不被下候付難義候間、拙僧代御訴訟申上、献上之義

御赦免被下候、御老中御月番 大久保加賀守殿・寺社御奉行御月番 松平山城守殿・駿府御奉行江戸長田平左衛門殿、右赦免事二月二日被仰付候、駿府御奉行大久保甚兵衛殿へも如此訴状遣、同年正月四日二遺ス、

この上申書には、先の【史料5】とは逆に、「善徳寺」や「善徳（寺）酢」という名称は一切出てこない。この翌年の【図2】「富士名所盡」にも「ぜんとく寺 すの名物」とあるのだから、きわめて不思議であるといわざるを得ない。ここでは急に、近世初頭における東泉院中興の祖ともいえるべき二代（雪山を初代とした場合）快印が、徳川家康の大坂の陣（慶長十九年（一六一四）・元和元年（一六一五））の陣中へ酢を献上したという逸話が由緒として語られている。それ以降も、年頭の公儀への酢献上は吉例となり、善徳寺村の百姓を召し使って江戸への献上は続けられ、東泉院へは朱印領以外に五〇石にものぼる酢料が蔵米から与えられることになっていったという。

しかし、次の快温（第三代）の時に酢献上は中断し、酢料五〇石も返上され、それ以降、この事態は快雅（第七代）の師快算（第五代、第六代は早世）の代まで続いたという。ところが、師快算が献上再開を江戸芝源助町（現在の港区東新橋一・二丁目と新橋三・四丁目）に比定、東海道往還の江戸入口の両側に発達した市街、「角川日本地名大辞典 東京都」二七三ページ、一九七八年）の刀屋佐右衛門（先の森田佐右衛門）に相談したところ、その尽力で寛文九年（一六六九）酉年から、再び東泉院の酢献上は叶うこととなった。

しかし、酢料の拝領はなく、道中賄いも自弁のため、六年前（寛文十三年＝延宝元年）に快雅が東泉院住持となって以降今春（延宝七年）まで酢の献上は続けてきたものの、輸送の遅延で酢の風味が変わる可能性もあり、今後は献上物自分賄いを辞退したい。なお、献上願いが近年のことで、辞退はしにくいかもしれないが、その場合は、（江戸迄の）伝馬の許可をいただきたい、詳しい事情は刀屋佐右衛門を召し出し尋ねて欲しい、という内容である。

まず、徳川家康への酢献上の由緒については、この延宝七年（一六七九）以降の史料に何度か出てくるが、この年以前の由緒はもとより、酢料五〇石拝領や徳川家康からの酢に関する証文や書状など第一次史料は未だに発見されていない。一万点に及ぶ前近代の東泉院文書の中から、今後発見される可能性がないとも言えないが、戦国期から近世初期の文書がよく残っている東泉院文書の中で、何故酢に関する重要な文書だけ今まで発見されていないのか、不思議なことである。

また、酢料五〇石というのは、相当な高額である。例えば、代官頭長谷川長綱の一族で、駿州嶋田代官を務めた長谷川藤兵衛長盛が慶長元年（一五九〇）霜月に代官頭四名の連署で与えられたのが、同額の五〇石の手作り分であった。一方、伊豆韭山で世襲代官をつとめた江

川家は、中世以来江川酒の醸造でも有名で、江川酒は戦国大名後北条氏や徳川家康に献上されると共に、贈答品などに用いられたようである。その江川家も同じ慶長元年三月に、代官所物成十分一を給分として代官頭四名連署で与えられている（関根省治「近世初期小代官の歴史的性格―豆州代官江川家を中心として―」、『史潮』二五号、一九八九年）。もし、東泉院への酢料給与が事実であるならば、同じような事例から、この頃が候補となるであろう。また、東泉院自体の朱印領一九〇石余に対しても、五〇石の酢料はかなり高額である。しかも、それを何故返上したのか、その理由も書かれていない。このため、この文書の前半は、特に検証が必要である。

しかし、ともかく酢献上は赦免されることとなった。その時点は、奥書に二月二日とあって、この文書が延宝七年の正月に出されていることから、同年の二月と考えてよいだろう。それでは、献上は免除されたとして、江戸での酢の販売はどうだったのであろうか。

## 2 酢の販売

その実態を示す、ほとんど唯一の史料が、東泉院文書中、表紙に延宝七己未年（一六七九）正月「酢払帳」と書かれた一冊の横帳である。裏表紙には「紙数拾式枚 荒川勘右衛門」とあり、荒川勘右衛門の所属は不明だが、先の森田佐右衛門の配下の者と考えられる。はじめの部分の記載例は以下のようなものである。

### 【史料7】

辰三月九日 松平右京太夫様

#### ① 一古酢三升

代金壹歩かけ

同年三月十四日 松平伊与守様

#### ② 一古酢五升

代金壹歩六百六拾四文かけ 指引ニ庄兵衛被参候

同年八月廿日 府中御番衆

#### ③ 一古酢三升五合

代金壹歩貳百六十式文かけ

同年九月四日 池田丹波守様

#### ④ 一古酢五升

代金壹歩六百六十四文かけ 森重三郎へ手形

（以下略）

全体では二八件の記載があり、これを【表2】「東泉院の酢販売先」に示した。表中、1〜4が辰年（延宝四年）、5が午年（延宝六年）で、6以降が延宝七未年のものと考え

【表2】東泉院の酢販売先

番号	月日	販売先	酢量	代金	銀・銭	支払
1	辰3.9	松平右京大夫	古酢3升	1分		かけ
2	辰3.14	松平伊与守	古酢5升	1分	664文	かけ
3	辰8.20	府中御番衆	古酢3升5合	1分	164文	かけ
4	辰9.4	池田丹波守	古酢5升	1分	664文	かけ
5	午6.19	菅沼主水	古酢9升	3分		済
6	正.6	秋元撰津守	古酢6升	2分		済
7	2.25	松平新太郎	古酢1斗8升	1両2分		済
8	3.6	山田宗偏	古酢3升	1分		済
9	3.8	本多出雲	古酢1斗	3分	銀4匁8分	済
10	5.4	松平伊与守	古酢9升	3分		(不明)
11	5.10	本多出雲	古酢1斗	3分	(銀)4匁	済
12	6.8	池田帯刀	古酢3升	1分		済
13	7.4	菅沼主水	古酢4升5合	1分	500文	済
14	7.4	小笠原能登	古酢3升	1分		済
15	7.24	本多出雲	古酢1斗	3分	銀4匁2分	済
16	8.5	松平新太郎	古酢1斗	3分	332文	済
17	9.朔	□山小左衛門	古酢1斗6合	3分		済
18	9.4	池田信濃	古酢3升	1分		済
19	9.19	太田帯刀	古酢3升	1分		済
20	9.25	本多出雲	古酢5升	1分	(銀)10匁	済
21	10.朔	松平日向守	古酢5升	1分	664文	済
22	10.3	松平新太郎	○6斗3升	5両1分		済
23	10.6	本多出雲	古酢1斗	3分	332文	済
24	10.21	松平伊与守	古酢1斗2升	1両		済
25	霜.4	佐野新左衛門	古酢6升	2分		済
26	極.7	神尾六左衛門	古酢1斗	3分	332文	済
27	極.9	秋元撰津	古酢6升	2分		済
28	極.18	池田丹波	古酢3升	1分		済

\*延宝7年(1679)未正月「酢払帳」より作成、○は四年・式年酢、歩は分とした。

られる。先の【史料6】では延宝七年二月に酢の献上が免除されたが、江戸での販売は、少なくとも同年極月、則ち十二月までは続けられていることがわかる。過年度の記載は、5を除き「かけ」とあるので、掛け売りで過年度中に代金が回収されなかったためであろう。これで見ると、江戸での東泉院の酢の販売先は、いずれも武家方である。表には示さなかったが②の庄兵衛のように交渉に行った手代や使いの者、④の「森重三郎へ手形」などのように、主人の替わりに販売手形に記入した人物名も記録されている場合がある。また、販売単位は最も少ないもので三升(値段一分、一両の四分の一、史料中では「歩」と表記されている)、多い場合は一度に六斗三升(五両一分)もが売買されている。この価格について今後比較する事例を捜してみたいが、これは、一合、二合と少額を一般庶民に販売するよりも、断然販売効率が良く、高額である。また、本多出雲は年五回、松平新太郎は年三回、秋元撰津守・松平伊与(伊予)守・菅沼主水は年二回など固定客がついている。いずれも古酢とあつて醸造何年物かわからないが、一例だけ「四年二年合」と書かれた場合があり、古酢とあるのは少なくとも複数年醸造されたものであることがわかる。江戸での東泉院の酢の評価は、これらのことから好評であったといえるのではないだろうか。しかし一方、その販売金額は、この帳面の金表示部分だけ合計すると、十九兩一分、銀

表示や銭表示を足しても二十兩ほどということになる。後掲【史料9】には巳年中の請取額を三十兩一分と記している。いずれにせよ、この金額では、諸経費を引いたあと、森田佐右衛門と四分・六分で分割すると、その取り分はたかがしれていると言えよう。素人考えてはあがるが、もう一桁多い数字が欲しいところである。

3 酢の輸送と献上の実態

前項で分析した延宝七年(一六七九)正月の「酢払帳」には、表に示した部分以外に、半丁に次のように記されている所がある。

【史料8】

八月廿三日

吉原

一酢七斗

次郎兵衛舟

樽四つ内壺つ音信樽也

霜月廿六日

吉原

一古酢六斗八升

次郎兵衛舟

但樽四つ内式樽音信樽也

舟ちん銀四匁分済

この記述から判明することは僅かではあるが、東泉院は八月と十一月の二回に分けて、

いずれも吉原宿の次郎兵衛の舟で江戸迄酢を運搬したこと、それぞれ、毎回七斗と六斗八升とほぼ同じ分量の酢が樽四つに入れて運搬されているが、そのうち八月に一樽、十一月には二樽が音信(贈答・賄賂)用として運ばれていたことが分かる。しかし、輸送方法は舟運のみではなかった。延宝七年の「酢払帳」の帳末には、次のような記載がある。

【史料9】

以上、酢合拾壺表九斗五升五合 (巳ノ年中渡候分

以上、金子合三拾兩壺歩(巳ノ年中請取分

以上、酢合四俵(午ノ年中渡候分

金子合式兩(午ノ年請取分

正月八日

才料

一古酢五斗壺升

弥五左衛門

馬壺疋樽三つ内壺樽御上り酢

当年ノ酢共指引残る所

メ四斗也

すなわち、この記述から、馬背でも古酢が江戸に輸送されており、馬一匹に古酢五斗一升も付けて輸送されている。この場合、荷は三樽に分けられ、内一樽は「御上り酢」と書かれているので、正月はじめでもあり、【史料8】と同じく音信用であろうか。三例と事例は少ないが、いずれも三分一が音信で、全体がこのような販売兼上納の構造であるならば、江戸献上及び販売は、多少の利益があるにしても、早急に中止したいということになるのではないだろうか。残念ながら、才料弥五左衛門にいくら駄賃が支払われたかは記載されていない。

東泉院による酢の江戸輸送は、少なくともこの二通りがあったことが確認される。

#### 4 善徳寺酢の評判と酢醸造のその後

さて、幕府への酢献上が行われなくなつて以後、東泉院では果たして酢の醸造が続けられていたのであろうか。系統的な追跡はまだ行っていないが、現時点で判明する断片的な事例を次に掲げておきたい。

##### ① 十七世紀前半

筆者が「善徳寺酢」という名称を最も早く確認できた史料は、今のところ近世初頭の俳書『毛吹草』（松江重頼著）においてである。本書は寛永十五年（一六三八）自序で正保二年（一六四五）版行といわれており、ともかく十七世紀前半には世に出ている。この中の巻第四「從諸国出古今名物（以下略）」の駿河の項に、久野蜜柑や富士苔（山中谷川ニ有之）と並んで「善徳寺酢（ゼントクジノス）」（カタカナはルビ）と出ている。つまり、この頃には既に駿河国の名物としての地位が確立していたのである。この時の東泉院住持は第三代快温で、幕府への酢の献上をやめ、酢料も返上したという。しかし、善徳寺酢は駿河国の産物として、全国的な名声が確立していた。先に見たように永禄十二年（一五六九）に善徳寺は焼失していた。それならば、その約八十年後の段階で、誰がこの名前を継承していたのか。十七世紀後半の【史料5】～【史料9】の存在は、それが東泉院以外にはあり得ないことを示している。

##### ② 十七世紀後半

先の【史料5】～【史料9】以外に、東泉院文書の中に、今川刑部氏勝からの二通の書状が残っている。一通は年代が記されていないが、もう一通と内容が関連するので、いずれも年代は貞享元年（一六八四）のことであろうと推定される。

##### 【史料10】（貞享元年（一六八四）十一月八日（今川刑部書簡二））

飛札致拜見候、如仰寒氣之節、弥御無異之段、珍重之御事存候、然者、浅間江令寄進之候鐘三本、先日進之候処相届、則社中奉納被成由、令大慶候、依之遠路預舟御慰懃之至存候、殊御手作之酢式筒遂上下、御心入之段別而過分之至存候、猶、

期後音之時候、恐惶謹言、  
（貞享元年）

十一月八日

東泉院様

【史料11】貞享元年（一六八四）十一月十三日（今川刑部書簡二）

永禄十二年之比、当院住持雪山、從氏真為使越後江被相越候節、被為附與候手鐘、於于今御所持之処、先祖為遺物之間、今度申請祝着不斜候、因茲浅間宮江新鐘三提令寄進之候、謹言、

貞享元年

十一月十三日

東泉院

今川刑部

氏勝（花押）

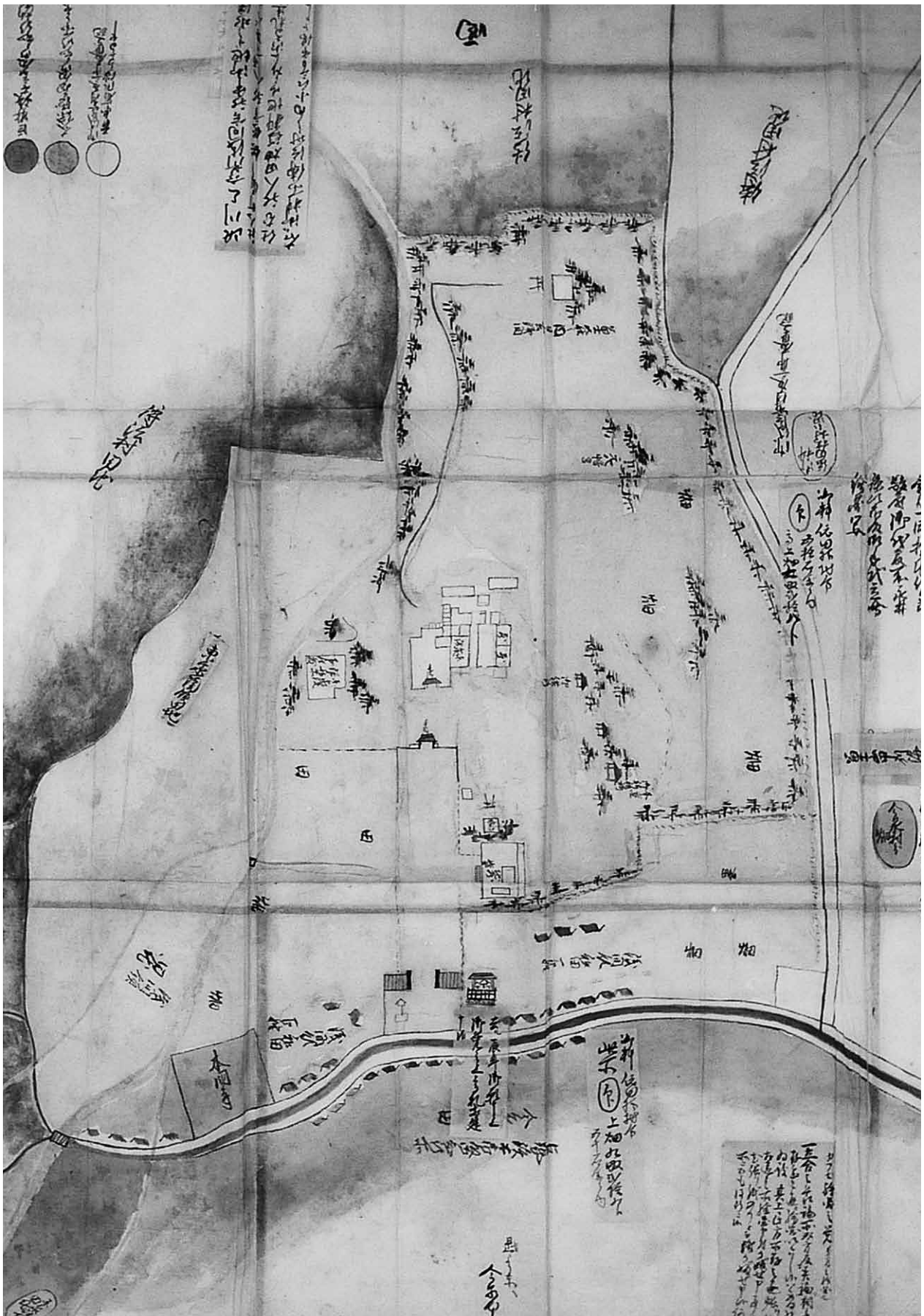
貞享元年（一六八四）といえば、吉原宿が新吉原の地に移つたとされる天和元年（一六八一）から間もない時期である。戦国時代末期の永禄十二年（一五六九）、東泉院の中興の祖とされる雪山が、今川氏の使僧として越後の戦国大名上杉氏に遣わされた際、今川氏真より与えられたという由緒の手鐘が、代々東泉院に伝えられていた。この手鐘を氏真の後裔である今川刑部氏勝に由緒を以つて返還したところ、今川家から新鐘三提を下賜されたという内容である【史料11】。もう一通は、それに対し、東泉院の側からその新鐘三本を浅間神社へ奉納した旨、今川家に通知した際、手作の酢二筒も届いた、という礼状である【史料10】。日付が前後するようでもあり、前者の日付が十二月八日であれば矛盾しないが、この点については、さらに考証を深めなければならない。

今川刑部氏勝は、戦国大名今川氏の末裔で氏睦（うじむち）・彦太郎ともいい、当時は高家（幕府の儀礼などを担当）で、延宝元年（一六七三）六歳で遺跡を継ぎ千石、元禄元年（一六八八）奥高家となり従五位下・刑部大輔、元禄十二年三五歳で死去している（新訂 寛政重修諸家譜 第二卷二二八ページ）。

なお、先の延宝七年（一六七九）に神社奉行に酢の献上中止を訴えて許可された東泉院六代快雅は、この書状の翌貞享二年（一六八五）に亡くなっており、献上中止後も、自家製として、少なくとも酢を作り続けていることが確認される。

この他、天和二年（一六八二）序の黒川道祐著『擁州府志』（最後の十巻刊行は貞享三年（一六八六））にも、「醋汁 以来造之謂米醋、伏見之所醸造、世称伏見醋、而為名産、猶称駿河国善徳寺醋」とあり、近世の出版物に時折見られる孫引きにも注意しなければならないが、ここでも駿河国の産物としての善徳寺酢の存在が確認される。





【图4】元文5年（1740）東泉院周辺絵図（部分）

③ 十八世紀前半

先の【表1】中に、東泉院訪問者へ酢・手酢・酢筒・酢壺懸が手みやげとして記載されている期間は、元文二年（一七三七）～寛延三年（一七五〇）である。大高氏によれば、元禄八年（一六九五）刊行の『本朝食鑑』にも、中原酢（相州）を第一とし、それに次ぐものとして、駿州吉原の善徳寺と同州田中（藤枝市）の二か所で造られる酢があげられ、また、延享三年（一七四六）刊行の『黑白精味集』では、善徳寺酢の製法が紹介されていると指摘されている（大高康正「善徳寺酢に関する一考察」『六所家総合調査だより』第九号、二〇一二年十月）。先に述べた如く、正徳二年（一七二二）頃成立の『和漢三才図会』でも「醋 善徳寺作之」とあって、十七世紀末から十八世紀初めにも、その酢の産地としての名声は続いている。さらに本稿で分析した「宮門跡公家衆諸大名後鑑 賢盛記」の期間の贈答品としての使用の実態や「手酢」あるいは「手作り之酢」という表現からも、東泉院における酢製造の継続が確認できる。

④ 十八世紀後半

明和四年（一七六七）に東泉院が寺社奉行に提出した「御由緒書」には、酢献上を免除された際、「御吉例二付、酢之不絶様可仕旨被仰付、依之於唯今右善徳寺手製仕貯罷在候」とあって、酢醸造の継続が記録されている。

⑤ 十九世紀前半

文化十五年（一八一八）成立の『駿河記』には、善徳寺酢を「于今（いまに）毎歳手製するなり」とあり、この頃も東泉院で醸造されていた可能性が大いにある。

富士山を山号とする点は、東泉院も善徳寺も同じであり、東泉院自身も、「富士山善徳寺東泉院」と記している史料もある。中世の大寺院であった善徳寺の存在を継承する意識が東泉院にあったように感じるのには、筆者だけであろうか。ただし、「善徳寺酢」という名称は、筆者の見る限り、今のところ東泉院文書中からは確認できない（「善徳酢」という表現は若干有る）。また、東泉院で醸造された酢が、地域の人々にも販売されたのかさえ、現時点ではわかっていない。善徳寺酢については、更なる研究を深めてゆかなければならない。

おわりに

それでは、大名・公家たちが訪れた東泉院の庭とは、いったいどの場所であったのだろうか。もう一度先の文久二年（一八六二）の【図3】を見てゆきたい。

東泉院の入口は東側に開いており、大門（慶長門）と惣門は東側に向いているが、三番目の屋敷自体の門と東泉院の玄関は南面している。玄関をあがると、板の間を挟んですぐ十二畳半の部屋があり、その奥に小さな庭があつて、ここは京都の町屋のように明かり取

りの意味もあつたと思われる。その左側が臺所（台所）で広い板の間や竈が並ぶ土間がある（畳だけで百九畳半）。ここには④と書かれた井戸や○で示された湯殿がある（屋敷内の他の場所では、○が書かれなくとも湯殿との記載の有る場合もある）。その反対側が客殿で、中央の「持仏」と書かれた間（このみ広さは記載されていない）を中心に十二部屋（控の間と考えられる三畳・五畳の間も含む）、約百五畳半の広さである。この先に廊下伝いに庫裏がある（四七畳と板間）。東泉院を訪れた高貴な客人が通されたのは、客殿であることは間違いないであろう。しかし、長い川止めによる本陣や旅籠の生活に飽きて東泉院を訪れた客人たちが期待したのは、果たして客殿や庫裏から眺める庭であつたらうか。【図3】の東泉院の屋敷と庭は、土塀・板塀に二重・三重に囲まれてしまつていて、これは多分に十四代將軍家茂の宿舎としての準備が加えられたものと考えられる。東照大権現宮が邸内に建立されるのもこの時であるとの先学の指摘もある。しかし、それでは、吉原宿の旅館の庭の景観とあまり変わりはないのではないか。

東泉院に残る安永七年（一七七八）の絵図は、元文五年（一七四〇）の図の写しであるとされているが【図4】、そこには、全く違う庭がある。元文五年の東泉院は屋敷周辺に塀はなく、屋敷の北に広々とした庭が広がっている。なじみの伊勢久居藩主藤堂佐渡守一行四十名余が、東泉院に提げ重を用意させてやつてきた延享四年（一七四七）の五月五日、一行が向かったのは屋敷内ではなく、その北に広がるこの空間ではなかつたらうか。そこには、樹木で囲まれた広々とした寺域に、畑や御供所・御祈禱所・日吉浅間・元八幡宮などの建物と杜が散在している。その先には、今と変わらない雪を頂いた富士の峰が涼やかに聳え立っていたのではないだろうか。

一方【図3】の東泉院には三つの湯殿と七つの便所がある。身分制社会の江戸時代では、同じ屋敷内でも使用が制限された施設や、將軍の宿泊施設となるにあたって増設された施設もあつたことであろう。しかし、何故七つも便所があつたのだろうか。東泉院の七不思議の一つに、「東泉院の便所は臭くなかつた」、という言い伝えがあるというが（富士市立博物館の木ノ内義昭館長が、三十年ほど前に六所家に入居していた方から伺つた話）、何故こんなにとくさんの便所が、聖域とされた東泉院の屋敷にあつたのだろうか。また、本稿で言及した手酢は、いったい屋敷内のどこで醸造されたのだろうか。あるいは全く別の場所なのだろうか。「持仏」と記された居間には、神仏分離以前にはどのような神仏像が祀られ、画軸が懸けられていたのだろうか。

東泉院の屋敷見取り図を見るにつけ、今後、六所家東泉院文書から解説すべき多くの課題が浮かんでくるのである。

（六所家総合調査委員・東京都立産業技術高等専門学校教授）

## 近世後期における東泉院慈船の地方巡礼

—駿河国弘法大師霊場・同観音三十三所・伊豆駿河両国横道巡礼—

### 大高 康正

東泉院歴代住持の中で、第十八代（真言宗東泉院第十七世）に数えられている慈船（圓乗房）は、第一代雪山から第十八代である本人までの歴代住持に関して、「東泉院代々住持并慈船記」（六所家旧蔵資料）を記しているが（拙稿「東泉院代々住持帳」にみる東泉院歴代の事跡」参照、「六所家総合調査だより」八号）、彼自身の生国、入寺時期、在職年数といった経歴や事跡を一代記にまとめている。

この一代記を確認すると、彼は下総国結城郡結城西之宮の出身で、出自は結城西之宮の士志田氏である。師僧は東泉院第十五代の隆尊で、生年は記されていないが、天明九年（一七八九）十一月に武蔵国恩田村にある興栄山萬福寺で隆尊を戒師に出家している。後述する納札（写真7・8）に彼自身が寅年生まれと記しており、そうなるか、天明二年（一七八二）生まれか、その前の明和七年（一七七〇）生まれになるだろうか。ただ明和七年では出家の時期が遅いように思うので、天明二年の可能性が高い。寛政三年（一七九二）に東泉院第十六代として入寺する尊淳に従って東泉院へ来たようであるが、寛政九年（一七九七）冬から寛政十一年（一七九九）にかけて萬福寺住持を勤めたようであり、寛政十二年（一八〇〇）には高野山へ登山し知足院の隆応のもとへと行っている。ちなみに隆応は、享和二年（一八〇二）十一月一日に東泉院第十七代として入寺する。知足院へ入った慈船は、文化元年（一八〇四）十一月に知足院住持になっており、同三年（一八〇六）八月に隆応と入れ替わる形で第十八代として東泉院へ入寺し、知足院を兼帯したまま住持を七年つとめ、同八年（一八一二）に隠居する。没年は彼自身が記した「東泉院代々住持并慈船記」には当然ながら記されていないが、六所家墓所の彼の墓石に刻まれている「文久元年甲子年九月朔日寂」の文久元年（一八六一）の干支は辛酉であり、甲子である元治元年（一八六四）九月朔日付「慈船御隠居様御遷化之節御悔音物為知触達諸事留記 附タリ行列布施物払方共」（六所家旧蔵資料）が残っていることから、元治元年九月一日に死去と

わかる。没年に混乱を記した経緯は、彼自身の隠居に何らかの騒動が絡んでいたらしいことと隠居後に東泉院を離れていたことが影響しているかも知れない。

慈船の事跡を見ていくと、彼は非常に積極的に行動力のある人物であったことが察せられる。東泉院での七年間という住持の期間に、古法眼（狩野）元信金屏風壹双・三十六歌仙屏風壹双・飲中八仙壹双、その他三双二枚折二双の衝立を東泉院居間に張り交ぜ、大玄関・使者間内玄関などの座敷・障子を新調する。また東泉院土蔵・米蔵・庫裏・護摩堂・聖天堂・八幡宮見物亭・赤門松皮葺・地藏堂、六所宮・同宮拝殿・御供所やその他下方五社の屋根葺・修復を行い、東泉院門前通塀垣所々を普請し、常作事小屋（修理所）を新造して井戸積のために伊豆石七両分を調達している。

こうした事跡を東泉院住持としての公的な活動として捉えると、彼は私的な活動についても、寺社参詣・聖跡巡礼を大変熱心に行っている。文化六年（一八〇九）三丁八月にかけては、同行二人を引き連れ、西国三十三所観音霊場と四国八十八ヶ所霊場参詣に出かけている。その他「諸国旅雀」・「十二度高野山詣（名區佐我思・芳野華土産）」・「名所都惠長崎道之記」（六所家旧蔵資料）等の冊子を所持しており、旅に対する関心も高かったものと思われる。

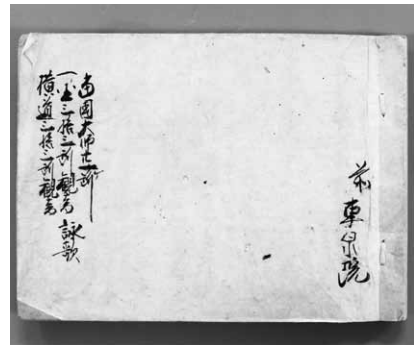
また六所家旧蔵資料の中に、表紙に「当国大師廿一所／一国三十三所観音／横道三十三所観音詠歌 前東泉院」〈は改行部分〉と題された史料が残されている（写真1）。この史料は全四十二丁の横半帳である。各四十二丁の構成は、一丁表が表紙部分で二丁裏が白紙、二丁表から十八丁表までは「豆駿観音詣獨道記」と題された彼自身の参詣記である（写真2）。十八丁裏は白紙で、十九丁表から二十二丁表までは「駿河国弘法大師一拾一ヶ所」と題された駿河国の弘法大師に関わる聖跡巡礼二十一ヶ所の札所順に寺院名が記され、そこに宗旨や所在地、御詠歌が注記されている（写真4）。二十二丁裏は白紙で、二十三丁表から二十七丁表までは「駿河国三十三所観音詠歌」と題され、駿河国内に設けられた観音三十三所巡礼の札所順に寺院名を記し、宗旨、所在地、御詠歌を注記する（写真5）。二十七丁裏は白紙で、二十八丁表から三十八丁表までは「横道三十三所観音詠歌」と題され、伊豆・駿河両国内にまたがって設けられた横道観音三十三ヶ所巡礼の札所順に寺院名を記



〔写真3〕「豆駿観音詣獨道記」末尾  
(18丁表)



〔写真2〕「豆駿観音詣獨道記」部分  
(2丁表)



〔写真1〕「当国大師廿一所・一国三拾三所  
観音・横道三拾三所観音詠歌」表紙部分



〔写真6〕「横道三拾三所観音詠歌」部分  
(28丁表)



〔写真5〕「駿河国三拾三所観音詠歌」  
部分 (23丁表)



〔写真4〕「駿河国弘法大師二拾一ヶ所」  
部分 (19丁表)

し、宗旨、所在地、御詠歌や札所間の距離等を注記する(写真6)。三十八丁裏は白紙で、三十九丁表から四十丁裏までは「秩父三十四所霊場」と題され、同巡礼の札所順に所在地・寺院名を記している。四十一丁表から四十二丁裏までは「坂東三十三所観音霊場」と題され、同巡礼の札所順に所在地・寺院名を記している。四十二丁裏は裏表紙を兼ねている。

この史料は、「豆駿観音詣獨道記」末尾の十八丁表に「于時弘化三丙午年四月駿河国富士六所浅間别当前東泉院慈航」と記されており(写真3)、東泉院を隠居した慈航が弘化三年(一八四六)にまとめたものと判断できる。参詣記である「豆駿観音詣獨道記」は、駿河国弘法大師霊場二十一ヶ所・同国観音三十三所・伊豆駿河両国横道観音三十三所という三つの地方巡礼を彼が行った際のものであり、以下の「駿河国弘法大師二拾一ヶ所」「駿河国三拾三所観音詠歌」・「横道三拾三所観音詠歌」と題された部分についても、ほぼ同時に記されたものと考えたい。「秩父三十四所霊場」と「坂東三十三所観音霊場」と題された部分は、参考に慈航が書写していたものを合綴したのか、実際に彼が行った巡礼なのかはつきりしないが、西国三十三所観音巡礼をこなしただけに、秩父・坂東の札所もまわって百観音巡礼を達成したいという思いを抱いていたことは間違いないだろう。

弘化三年に慈航は、駿河国弘法大師霊場二十一ヶ所、同国観音三十三所、伊豆駿河両国横道観音三十三所巡礼をあわせて並行して行っている。これら三つの地方巡礼は、駿河国観音三十三所が宝永七年(一七一〇)以前には、両国横道観音三十三所が元禄五年(一六九二)以前には成立していた可能性が指摘されているが(「順礼と霊場」参照、「静岡県史」資料編24民俗第二章第四節)、駿河国弘法大師霊場二十一ヶ所についてはこれまで知られていないのではないだろうか。本稿では、慈航が行った弘化三年の時点における地方巡礼について、この史料をもとに確認することにした。23頁(表1)に三つの地方巡礼を、慈航の記述をもとに整理を行った。

まず(表1)からわかることとして、三つの地方巡礼の中で札所が被る寺院でも、巡礼の種類によって御詠歌は異なるということである。ここから御詠歌は寺院に対して付けられていたものではなく、各巡礼が成立する過程で一括して生まれたものと判断できる。さらに言えば、各々の地方巡礼で拜むべき対象である札所本尊が異なる寺院もあったかも知

れない。例えば慈船は「横道三拾三所観音詠歌」の部分において、二十五番久能寺と二十番長谷寺の札所本尊を千手観音と記している。現在駿河国観音三十三所で久能寺は聖観音を札所本尊としており、長谷寺の本尊も十一面観音だったと思われる。つまり寺院によっては札所本尊自体を複数もつていた可能性がある。

慈船は、駿河国観音三十三所と両国横道観音三十三所で札所が被る寺院には、「駿河国三拾三所観音詠歌」と「横道三拾三所観音詠歌」の札所順記載の横に「両」と朱書で注記を行っている。また「駿河国弘法大師二拾一ヶ所」を含めた三つの巡礼の御詠歌を記した部分に朱書で合点を入れている。合点は御詠歌以外にも、札所本尊を記した部分や、札所間の距離等を注記した部分にも入れられていることから、彼自身が何らかの確認の意味をもって記したものと思われるが、はっきりしない。

駿河国観音三十三所については、現在も伝わる御詠歌を確認できたので（黒澤脩「駿河三十三所観音巡り」、静岡郷土出版社、一九八九年）、慈船が記した御詠歌と比較を行って見たが、二十二箇所には相違がある。この点を現在までの間に御詠歌に変化があったと見るのか、慈船の書写にミスがあったのか、一概には判断できない。例えば駿河国三十三所十四番耕雲寺は、慈船は「頼もしや菩提の種を牧ヶ谷に神は仏に身はなりにけり」と記すが、御詠歌の意味を考えると、現在伝わる「たのもしや菩提の種は牧ヶ谷に秋は仏と身はなりにけり」の方がしっくりくる。慈船は、十八丁表〔写真3〕にこの史料をまとめた経緯を記しており、「此志冊者今般三条参所順礼之砌人之持書借用」して書写したもので、地名・寺院名や御詠歌には錯誤も多くあり、実際に巡礼を行った際に見聞きして訂正を加えていたようである。それでも慈船が御詠歌を筆記ミスした部分はまた含まれていると思うが、三番の千葉山など現在と相違する御詠歌の寺院もあったり、また弘法大師霊場二十一ヶ所と両国横道観音三十三所の御詠歌は、これまでまとめて提示されたこと自体なかったのではないか。今後他の関連資料との校訂作業や比較検討は必要となるが、この史料が貴重な記録となっていくことは間違いない（表1）「御詠歌」項の判読は、調査員・塩崎安治氏の協力を仰いで行った）。

（表1）の札所順を確認すると、現在までに札所寺院が廃寺となり、札所の名跡を他寺が

引き継いだことで札所寺院名が現在と相違している箇所、名跡はそのままであるが、現在までに寺院名が変更されている箇所の他に、駿河国観音三十三所の四番札所と七番札所が現在と入れ違って記されている。この点は、弘化三年以降に両札所の順が入れ替わったのか、それとも慈船が書写する際に借用した冊子が弘化三年をさらに遡る時期のものだったのか、単に彼が記載ミスをしたのであろうか。慈船が巡礼を行った時期とほぼ同時期の天保十四年（一八四三）に、阿部正信が著した地誌『駿国雑志』巻四十七之四「國中観音霊場三十三所順礼札所」項では、四番清林寺・七番補陀落寺と現在と同じ札所順で紹介している。また「駿豆両国観音霊場三十三所順礼札所」項では両国横道観音三十三所も紹介しており、慈船の記載と比較するため、26頁に同書で紹介する二つの順礼を（表2・3）にまとめた。

巡礼めぐりは参詣の便を考えて札所順を設定しているはずなので、三番札所千葉山から五番札所長谷寺、六番札所満願寺から八番札所神入寺のルートを考えてと、四番札所は現在の清林寺へのルートより慈船が記す補陀落寺の方が距離は短い。七番札所は慈船が記す清林寺へのルートより現在の補陀落寺へのルートの方が距離は短くなる。どちらも一長一短あるようだが、慈船の記す六番満願寺から七番清林寺へは南にルートをとり、さらに八番神入寺へはもう一度北へルートをとり直し、九番観音寺でまた南へルートをとるようになるので、スムーズな移動は困難である。むしろ現在伝わる札所順の方が、三番千葉山から四番清林寺への距離は長い、その後はスムーズな移動が可能となる。但し、ルートがスムーズに設定されている札所順は、逆に後世の再編を匂わせる部分でもあり、ルートが混線する状況は札所寺院の名跡が移動した、あるいは札所寺院の寺地が移ったという可能性もあって、かえって古い形態を示す可能性も考えられる。慈船の記述を記載ミスと容易に判断することはできないかも知れない。

慈船は弘法大師霊場二十一ヶ所と駿河国観音三十三所、伊豆駿河両国横道観音三十三所をあわせて並行して行っているが、この三つの地方巡礼を札所順にこなした訳ではない。おそらく慈船以外の巡礼者の多くも、札所順に巡礼することに固執していた訳ではないだろう。それでは慈船はこの三つの地方巡礼をどのような行程でこなしていたのか、「豆駿



〈表1〉東泉院慈航による地方巡礼の礼所一覧

巡礼	礼所	寺院名	宗派	礼所本尊	所 在	御 歌	備 考
駿河国弘法大師十一所霊場	1番	鬼願寺(鬼岩寺)	真(真言宗)	(聖観音)	藤枝本町(藤枝市藤枝)	忘れども 波やはからん 旅人の 高野の奥の 玉川の水	(現在)は麓寺か、同地区の八幡神社(別当)
	2番	清水寺	真(真言宗)	(千手観音)	清水(藤枝市大東町)	仏生の むろ江はきけど 我住めば うみの波風 よせぬひぞなき	(現在)は麓寺か、同地区の八幡神社(別当)
	3番	神宮寺	真(真言宗)	(不明)	土豆井(藤枝市大東町)	山高き 谷のあき藤 海にては 松吹風を 波にたどへむ	(現在)は麓寺か、同地区の八幡神社(別当)
	4番	観音寺	真(真言宗)	(不明)	上泉(徳津市上泉)	かくはかり 玉をぞ贈れる 君なれば 多芸やたまでも いたるなりけり	(現在)は麓寺か、同地区の八幡神社(別当)
	5番	大満寺	真(真言宗)	(不明)	下江留(徳津市下江留)	ゆふならく ならくの底に 入ぬれば せちりもすたも 分れざりけり	(現在)は麓寺か、同地区の八幡神社(別当)
	6番	真福寺	真(真言宗)	(薬師如来)	吉永(徳津市吉永)	なによりも ぶらぬる身こそ 名はかるれ 二度寄り 成ぬものゆへ	(現在)は麓寺か、同地区の八幡神社(別当)
	7番	法楽寺	真(真言宗)	(不動明王)	中根(徳津市中根)	昔より 頼しこそは 無益なり 唯一筋に 強に入へし	(現在)は麓寺か、同地区の八幡神社(別当)
	8番	法楽寺	真(古義真言宗)	(不動明王)	田尻(徳津市田尻)	あしきなき 身を捨てこそ あの世まで 強乾の光を 明かにせむ	(現在)は麓寺か、同地区の八幡神社(別当)
	9番	長福寺	堂(真言宗)	(薬師如来)	徳津(徳津市徳津)	皆人の 有や無しやに 見ゆるかな あはれかなじき 身をいかにせん	(現在)は麓寺か、同地区の八幡神社(別当)
	10番	不動院	(真言宗)	(不動明王)	三ヶ名(徳津市三ヶ名)	立ちまにに 紫の雲なびきて わかへ給はれ 誰かとからん	(現在)は麓寺か、同地区の八幡神社(別当)
	11番	青山寺	(真言宗)	(阿弥陀如来)	八幡(藤枝市八幡)	なみも見 ながらの藤も ぶりにける なにはのことも ぶりみふらすみ	(現在)は麓寺か、同地区の八幡神社(別当)
	12番	大仙坊	(真言宗)	(不明)	同所(藤枝市八幡)	なかなかに 人里近く なりにけり 餘り深山の 奥をたづねて	(現在)は麓寺か、同地区の八幡神社(別当)
	駿河国三十三所観音霊場	13番	小野寺	真(真言宗)	(薬師如来)	九子(静岡市駿河区九子)	世の中は 風に木の葉の うら表と となれかくなれ かくなれとなれ
14番		定光院	真(真言宗)	(地藏菩薩)	宮内(静岡市駿河区浅間町)	かへるとて 空しがるまじ ひのしるし 玉と蓮の 光り消へぬば	(現在)は麓寺か、同地区の八幡神社(別当)
15番		密蔵院	真(真言宗)	(不明)	同所(静岡市駿河区浅間町)	瀧り江に ひと度落ば 瀧川の すむとも本の 清きには似ず	(現在)は麓寺か、同地区の八幡神社(別当)
16番		長谷寺	真(真言宗)	(十一面観音)	初瀬(静岡市駿区长谷町)	此ほどは 後世の物も せざりけり 阿うんの 二字の 有に任せて	(現在)は麓寺か、同地区の八幡神社(別当)
17番		国分寺	真(真言宗)	(薬師如来)	初瀬(静岡市駿区音羽町)	迷ひるも 悟るも我に あるなれば 発心即ち いたるなりけり	(現在)は麓寺か、同地区の八幡神社(別当)
18番		清水寺	真(真言宗)	(千手観音)	清水(静岡市駿区音羽町)	三累は 旅のやどりの ごとくなり 一心はこれ 本の居所	(現在)は麓寺か、同地区の八幡神社(別当)
19番		福寿院	真(真言宗)	(地藏菩薩)	愛宕山(静岡市駿区各谷)	たまたまも このみじとする 輩は 其古への 氣にしようこそ	(現在)は麓寺か、同地区の八幡神社(別当)
20番		霊山寺	真(真言宗)	(千手観音)	大内(静岡市清水区大内)	空海は ころうの定に 人もを 心せはくも 空と見るかな	(現在)は麓寺か、同地区の八幡神社(別当)
21番		西光院	真(真言宗)	(不明)	八幡(静岡市駿河区八幡)	阿字の子か あじの古都 立出て またたちかへる あじの古さと	(現在)は麓寺か、同地区の八幡神社(別当)
2番		清水寺	古真(古義真言宗)	(千手観音)	稲葉(藤枝市原)	草を分け 露を払ひて 清水の 深さかひをを うるぞ頼しうと	(現在)は麓寺か、同地区の八幡神社(別当)
1番		西光寺	古真(古義真言宗)	(千手観音)	(島田市東光寺)	極楽を きけばはるはるはる とうこう寺 語りて近く 排むとうと	(現在)は麓寺か、同地区の八幡神社(別当)
3番		千葉山(智満寺)	台密(天台宗)	(千手観音)	(島田市千葉)	罪ふかく 若も地獄に おちばさん ちかひの頼に すくい給へや	(現在)は麓寺か、同地区の八幡神社(別当)
4番		補陀洛寺	禪(曹洞宗)	(馬頭観音)	花倉(藤枝市花倉)	南なる 法りの花倉 ひびきつつ 身はふだらくの 国に入ぬる	(現在)は麓寺か、同地区の八幡神社(別当)
5番	長谷寺	(曹洞宗)	(如意輪観音)	藤枝(藤枝市藤枝)	初瀬寺や 和光もひびに まし豆山 紫雲に見ゆる 藤枝の華	(現在)は麓寺か、同地区の八幡神社(別当)	
6番	むら圃(万願寺)	(天台宗)	(聖観音)	同城下(藤枝市郡)	皆人の 心には むら圃の ただ一筋に 頼め後の世	(現在)は麓寺か、同地区の八幡神社(別当)	
7番	清林寺	(曹洞宗)	(聖観音)	高柳(藤枝市高柳)	妙音の ひびきや後に 高柳 みどりの色も せりりん寺	(現在)は麓寺か、同地区の八幡神社(別当)	
8番	かつらじま(神入寺)	(曹洞宗)	(聖観音)	(藤枝市岡部桂島)	頼ただ つかあさいかと ゆふ月の 募しまにて 排むらいこう	(現在)は麓寺か、同地区の八幡神社(別当)	
9番	観音寺	禪(曹洞宗)	(聖観音)	久保田(藤枝市下当間)	立寄て 誰もとうまの 観世音 誠の道を おしへ給ひや	(現在)は麓寺か、同地区の八幡神社(別当)	
10番	法華寺	台密(天台宗)	(千手観音)	花澤(徳津市花沢)	花沢や みのり絶へせぬ 寺なれや 妙法蓮花 きやうもひらけり	(現在)は麓寺か、同地区の八幡神社(別当)	
11番	雲龍山(満願寺)	禪(曹洞宗)	(千手観音)	小坂(静岡市駿河区小坂)	雲間より 流るる滝の 水音は たへなる法の ひびき成らん	(現在)は麓寺か、同地区の八幡神社(別当)	
12番	徳願寺	禪(曹洞宗)	(千手観音)	敷地(静岡市駿河区向敷地)	ほん箇の きづなもいまや とく願じ 是も大徳の ちりきなるらん	(現在)は麓寺か、同地区の八幡神社(別当)	
13番	泉ヶ谷(慈昌寺)	禪(曹洞宗)	(千手観音)	(静岡市駿河区九子)	有がたや 今ぞ火をを 伊豆みかや 深さかひをを 頼む身なれば	(現在)は麓寺か、同地区の八幡神社(別当)	
14番	餅ヶ谷(辨雲寺)	禪(臨濟宗)	(聖観音)	(静岡市葵区牧ヶ谷)	頼もしや 菩提のたねを 牧ヶ谷に 神は仏に 身はなりにけり	(現在)は麓寺か、同地区の八幡神社(別当)	
15番	建徳寺	新真(新義真言宗)	(千手観音)	たけは(静岡市葵区建徳)	建徳山 詣るどう者は 彼崖へ 渡さん為に つなぐ松山	(現在)は麓寺か、同地区の八幡神社(別当)	
16番	増善寺	禪(曹洞宗)	(千手観音)	慈徳尾(静岡市葵区慈徳尾)	幾たびも 頼みを頼し ぞうぜんじ 慈徳の尾山の あらん限りは	(現在)は麓寺か、同地区の八幡神社(別当)	
17番	法妙寺(法明寺)	禪(曹洞宗)	(千手観音)	足久保(静岡市葵区足久保奥畑)	おしなべて よしあし久保の 法妙寺 大徳大徳の 利益平等	(現在)は麓寺か、同地区の八幡神社(別当)	
18番	長谷寺	真(真言宗)	(十一面観音)	初瀬(静岡市駿区长谷町)	極楽へ みち月給へ ころはせ げにや衆生の 父母ぞかし	(現在)は麓寺か、同地区の八幡神社(別当)	
19番	清水寺	真(真言宗)	(千手観音)	清水(静岡市駿区音羽町)	瀧りなく 頼むところは 清水の 流にうかぶ 身こそやすけれ	(現在)は麓寺か、同地区の八幡神社(別当)	
20番	平沢寺	新真(新義真言宗)	(千手観音)	平沢(静岡市駿河区平沢)	折れたただ 誠の道は 平沢の 利生あまねく 自在なりけり	(現在)は麓寺か、同地区の八幡神社(別当)	
21番	霊山寺	真(真言宗)	(千手観音)	大内(静岡市清水区大内)	せむいしやに 今は大内の 霊山寺 衆聖も文殊も 普賢さつたも	(現在)は麓寺か、同地区の八幡神社(別当)	
22番	久能寺	新真(新義真言宗)	(千手観音)	補陀洛山(静岡市清水区村松)	とくだつの 緑を結びて 補陀洛の 三保の浦はに 浮ぶ釣船	(現在)は麓寺か、同地区の八幡神社(別当)	
23番	瑞雲寺(瑞雲院)	禪(臨濟宗)	(如意輪観音)	清見寺山(静岡市清水区興津清見寺町)	極楽を 尋て爰に 清見湯 浦はのふねと 共にうかばん	(現在)は麓寺か、同地区の八幡神社(別当)	

24番	物見山 (慈照院)	禪 (臨濟宗)	(十一面観音)	由井在(静岡市清水区由比町屋原)	参るより 罪も消えなん おのづから 雲なく見ゆる 物見山かな	(現在在は静岡寺、現在伝わる御詠歌は「まいるより 罪も消えなん 自ずから 雲間に見ゆる 物見山かな」)
25番	大宝寺 (大法寺)	禪 (臨濟宗)	(馬頭観音)	由井宿 (静岡市清水区由北)	我なせる 重き罪をも ゆり上て すくい給ふぞ 慈悲のたからね	
26番	龍雲寺	禪 (臨濟宗)	(聖観音)	蒲原宿 (静岡市清水区蒲原)	善し悪しを 何といはやの 觀世音 唯後の世を たすけ給ひや	
27番	大悟庵	禪 (曹洞宗)	(十一面観音)	星山 (富士宮市星山)	富士おろし 迷ひの雲を 吹抜ひ 月日とともに 拝むほし山	(現在伝わる御詠歌は「不可思議の みのりもひびく 滝川の 清き流れに うかぶうれしさ」)
28番	妙壽寺	禪 (臨濟宗)	(千手観音)	滝川 (富士市東滝川町)	不可思議の 御法もちらく 滝川の 清き流に うかぶ嬉しさ	(現在伝わる御詠歌は「觀世音 福寿の誓ひ はかりなく 和合の縁も 増川の寺」)
29番	福寿院 (福聚院)	禪 (曹洞宗)	(准胝観音)	増川 (富士市増川)	觀音の 福寿のちかひ 置りなく 和光の縁を ます川の 水	(現在伝わる御詠歌は「今よりも 六つの道には 迷ふまじ 山も赤野へ 詣る身なれば」)
30番	廣大寺	真 (真言宗)	(十一面観音)	明野山 (沼津市明野)	今よりは 六つの道には 迷ふまじ 闇もあけ野に 詣る身なれば	(現在伝わる御詠歌は「のちの世を いとへばなにを 千本の 松吹く風の みのりならん」)
31番	初瀬寺 (長谷寺)	禪	(十一面観音)	沼津千本 (沼津市千本緑町)	後の世の いとへを何と 千本の 松吹風も み法をらん	(現在在は静岡寺、現在伝わる御詠歌は「まどかなる みををたどりて み仏の 二世三枚を 祈るかけはし」)
32番	円通寺	(臨濟宗)	(十一面観音)	沼津三枚橋 (沼津市三芳町)	円なる 道をただせざる 御仏に 二世三まいの いのり懸橋	(現在在は静岡寺、現在伝わる御詠歌は「まどかなる みををたどりて み仏の 二世三枚を 祈るかけはし」)
33番	觀音寺	禪 (臨濟宗)	(正観音)	黄瀬川龜嶋山 (沼津市大岡)	觀音の 慈悲のことも 木瀬川の 岩間に千代を とどむ亀つる	(現在在は静岡寺、現在伝わる御詠歌は「まどかなる みををたどりて み仏の 二世三枚を 祈るかけはし」)
1番	白瀧寺	(不明)	千手観音	三嶋 (三島市本町)	夢の世の あくる箱なや 伊豆の山 めぐり三しまの 白瀧寺	(現在在は静岡寺、現在伝わる御詠歌は「まどかなる みををたどりて み仏の 二世三枚を 祈るかけはし」)
2番	竹林寺	(不明)	正観音 (聖観音)	二日町 (三島市東本町)	もとよりも 竹の木の 寺なれば 直なる道を 頼む木の世	(現在在は静岡寺、現在伝わる御詠歌は「まどかなる みををたどりて み仏の 二世三枚を 祈るかけはし」)
3番	清水寺	真言 (真言宗)	正観音 (聖観音)・太子作	間宮村 (沼津町間宮)	夜の世に しばしまみやの 觀世音 後の生を 助けたまへや	(現在在は静岡寺、現在伝わる御詠歌は「まどかなる みををたどりて み仏の 二世三枚を 祈るかけはし」)
4番	華勝院	(不明)	正観音 (聖観音)	北條村 (伊豆の国市四日町)	おのづから 法りの恵に 咲梅の 花をたつとぶ 寺のさしいり	(現在在は静岡寺、現在伝わる御詠歌は「まどかなる みををたどりて み仏の 二世三枚を 祈るかけはし」)
5番	合春寺	(不明)	馬頭観音	牧の郷 (伊豆市牧之郷)	坂の上 登りて拜む かつしやう寺 などか仏の ちかひなるらん	(現在在は静岡寺、現在伝わる御詠歌は「まどかなる みををたどりて み仏の 二世三枚を 祈るかけはし」)
6番	益山寺	真言 (真言宗)	千手観音・弘法大師御作	まし山 (伊豆市堀切)	御仏の よろつの願ひの その中に 増山寺と わけ登る道	(現在在は静岡寺、現在伝わる御詠歌は「まどかなる みををたどりて み仏の 二世三枚を 祈るかけはし」)
7番	重寺大徳庵	(不明)	千手観音	<沼津市内浦重寺>	草も木も 法りの恵に 重寺の 千手のちかひ たのもしきかな	(現在在は静岡寺、現在伝わる御詠歌は「まどかなる みををたどりて み仏の 二世三枚を 祈るかけはし」)
8番	北條寺	禪 (臨濟宗)	正観音 (聖観音)	江間 (伊豆の国市南江間)	独來て 帰るたよりは 南む阿弥陀 薄たまへ 觀音の慈悲	(現在在は静岡寺、現在伝わる御詠歌は「まどかなる みををたどりて み仏の 二世三枚を 祈るかけはし」)
9番	徳樂寺	禪 (臨濟宗)	正観音 (聖観音)	大平村 (沼津市大平)	うつつ置く 驚の深山を よち登る 祈りは二世の とくらく寺かな	(現在在は静岡寺、現在伝わる御詠歌は「まどかなる みををたどりて み仏の 二世三枚を 祈るかけはし」)
10番	蓮華寺	真言 (真言宗)	正観音 (聖観音)	堂庭 (清水町堂庭)	御名を唱へ 清むる胸の 蓮華寺の ひらくは法の ちかひなりけり	(現在在は静岡寺、現在伝わる御詠歌は「まどかなる みををたどりて み仏の 二世三枚を 祈るかけはし」)
11番	觀音寺	(臨濟宗)	正観音 (聖観音)	本瀬川 (沼津市大岡)	千代万世も つきすまじ 此寺の 名も龜鶴の 觀世音かな	(現在在は静岡寺、現在伝わる御詠歌は「まどかなる みををたどりて み仏の 二世三枚を 祈るかけはし」)
12番	円通寺	(臨濟宗)	馬頭観音・慧心作	沼津 (沼津市三芳町)	あきらけき 心三枚 橋の上 圓に通ふ 月は有あけ	(現在在は静岡寺、現在伝わる御詠歌は「まどかなる みををたどりて み仏の 二世三枚を 祈るかけはし」)
13番	初瀬寺 (長谷寺)	(禪)	十一面観音	千本 (沼津市千本緑町)	まいるより 恵も深き ほと瀬寺 千本の松に ひびく浜かぜ	(現在在は静岡寺、現在伝わる御詠歌は「まどかなる みををたどりて み仏の 二世三枚を 祈るかけはし」)
14番	玄機庵	禪	正観音 (聖観音)	沢田 (沼津市東沢田)	ありかたや しょう(生死)の病も げんき庵 頼む仏の 利勝とふとし	(現在在は静岡寺、現在伝わる御詠歌は「まどかなる みををたどりて み仏の 二世三枚を 祈るかけはし」)
15番	廣大寺	真言 (真言宗)	十一面観音	柳澤 (沼津市柳沢)	水のほとと 月も明野の 觀世音 御法りの船や 浮しまがはら	(現在在は静岡寺、現在伝わる御詠歌は「まどかなる みををたどりて み仏の 二世三枚を 祈るかけはし」)
16番	大泉寺	禪 (曹洞宗)	正観音 (聖観音)	井出 (沼津市井出)	上を 尋て愛に 井出の里 汲て手む 法の至水	(現在在は静岡寺、現在伝わる御詠歌は「まどかなる みををたどりて み仏の 二世三枚を 祈るかけはし」)
17番	福寿院 (福聚院)	禪 (曹洞宗)	正観音 (聖観音)	増川 (富士市増川)	御仏の 流の末を 求てみれば いつも絶へせぬ 井かたの水	(現在在は静岡寺、現在伝わる御詠歌は「まどかなる みををたどりて み仏の 二世三枚を 祈るかけはし」)
18番	妙壽寺	禪 (臨濟宗)	千手観音	瀧川 (富士市原田)	衆の 雲かぞ見る 藤原の 華のうてなは たのもしきかな	(現在在は静岡寺、現在伝わる御詠歌は「まどかなる みををたどりて み仏の 二世三枚を 祈るかけはし」)
19番	清林寺	禪	正観音 (聖観音)	天間 (富士市天間)	ちりの世を 賑ふまでも くになさん 清き林の かけ頼まばや	(現在在は静岡寺、現在伝わる御詠歌は「まどかなる みををたどりて み仏の 二世三枚を 祈るかけはし」)
20番	大徳庵	禪 (曹洞宗)	十一面観音	星山 (富士宮市星山)	うきことも はるばる旅の 日こそへて 月もろどもに 拝むほし山	(現在在は静岡寺、現在伝わる御詠歌は「まどかなる みををたどりて み仏の 二世三枚を 祈るかけはし」)
21番	龍雲寺	禪 (臨濟宗)	正観音 (聖観音)	蒲原 (静岡市清水区蒲原)	風はやの 浦はにひびく 岩戸山 松の見越に 立はしら波	(現在在は静岡寺、現在伝わる御詠歌は「まどかなる みををたどりて み仏の 二世三枚を 祈るかけはし」)
22番	大宝寺 (大法寺)	禪 (臨濟宗)	如意輪観音	由井 (静岡市清水区由北)	末の世の 我ががため 大はうじ きくにつけども 有がたき哉	(現在在は静岡寺、現在伝わる御詠歌は「まどかなる みををたどりて み仏の 二世三枚を 祈るかけはし」)
23番	古夫山庵	(不明)	十一面観音	由井 (静岡市清水区由北町阿曾)	一の世に 思ふ心の深ければ よろこぶ山の 觀世音かな	(現在在は静岡寺、現在伝わる御詠歌は「まどかなる みををたどりて み仏の 二世三枚を 祈るかけはし」)
24番	瑞雲寺 (瑞雲院)	禪 (臨濟宗)	如意輪観音	清見寺山(静岡市清水区興津清見寺町)	相陪洛は よそにはあらじ 瑞雲寺 月を晴見が 浦はずすしき	(現在在は静岡寺、現在伝わる御詠歌は「まどかなる みををたどりて み仏の 二世三枚を 祈るかけはし」)
25番	久能寺	新真 (新義真言宗)	千手観音	妙音寺 (静岡市清水区村松)	はるばると 登りて三泉の 浦つたひ 波にうつらふ 松かぜの音	(現在在は静岡寺、現在伝わる御詠歌は「まどかなる みををたどりて み仏の 二世三枚を 祈るかけはし」)
26番	平沢寺	新真言 (新義真言宗)	千手観音	平沢 (静岡市駿河区平沢)	後世の みちあしからん 平澤の 仏の教へ 頼もしのみや	(現在在は静岡寺、現在伝わる御詠歌は「まどかなる みををたどりて み仏の 二世三枚を 祈るかけはし」)
27番	清水寺	真 (真言宗)	千手観音	府中 (静岡市葵区府中)	願のただ 枯れたる木にも 華咲と きけばちかひの ぶかき清水	(現在在は静岡寺、現在伝わる御詠歌は「まどかなる みををたどりて み仏の 二世三枚を 祈るかけはし」)
28番	徳順寺	禪 (曹洞宗)	千手観音	敷地 (静岡市葵区敷地)	たのもしと 思ふ心は とく願じ 浮ひ出たる 池の塵ふな	(現在在は静岡寺、現在伝わる御詠歌は「まどかなる みををたどりて み仏の 二世三枚を 祈るかけはし」)
29番	建徳寺	新真 (新義真言宗)	千手観音	建徳 (静岡市葵区建徳)	うたがもしと 春の日照り 建徳寺 つくりし罪は 消て行らん	(現在在は静岡寺、現在伝わる御詠歌は「まどかなる みををたどりて み仏の 二世三枚を 祈るかけはし」)
30番	増善寺	禪 (曹洞宗)	千手観音	慈悲尾 (静岡市葵区慈悲尾)	朝夕の ひかりかかやく 慈悲尾の 山の姿は 浄土なりけり	(現在在は静岡寺、現在伝わる御詠歌は「まどかなる みををたどりて み仏の 二世三枚を 祈るかけはし」)
31番	法妙寺 (法明寺)	禪 (曹洞宗)	千手観音	足久保 (静岡市葵区足久保奥畑)	頼みよる ゆきかみ繁し 足久保の あふくに御名の 高き古寺	(現在在は静岡寺、現在伝わる御詠歌は「まどかなる みををたどりて み仏の 二世三枚を 祈るかけはし」)
32番	長谷寺	真 (真言宗)	千手観音 (十一面観音々)	初瀬 (静岡市葵区長谷町)	とく法の まにしひかれて 幾度も 参る心は 初瀬寺かな	(現在在は静岡寺、現在伝わる御詠歌は「まどかなる みををたどりて み仏の 二世三枚を 祈るかけはし」)
33番	靈山寺	真 (真言宗)	千手観音	大内 (静岡市清水区大内)	かそ色の おりて給はる 笠笠を ぬぎて納る 大うち寺かな	(現在在は静岡寺、現在伝わる御詠歌は「まどかなる みををたどりて み仏の 二世三枚を 祈るかけはし」)

※各項目は慈悲の記述情報をもとにまとめたが、大高が補足した情報については ( ) で示している。但し、御詠歌の部分については、本文では特に濁点は付せられていないが、必要と思われる部分のみ濁点を補訂して加えた。  
※着色を行った項目の札所寺院は、駿河国三十三所札所と伊豆駿河国横道三十三所札所を兼ねている寺院である。

観音詣獨道記」部分の記述を参考に、27頁(表4)にまとめてみたい。

「豆駿観音詣獨道記」は末尾記載に四月とあって、弘化三年三月十三日～四月五日、四月十七日～二十一日の二度に分けて行われた巡礼を記したものとわかる。慈船が天明二年の生れであれば、何と六十四歳になる。彼はこの時、弘法大師霊場札所十五番の密蔵院に隠居をしており(六所家旧蔵資料「東泉院代々住持并慈船記」参照)、密蔵院から出立するが、同時にこなした三つの地方巡礼で札所が被る寺院では、納札を複数納めている(二ヶ所被っている場合は納札は二枚)。二丁の内側に「秩父三十四所／壹番四万部／十五番増福寺／三十四番水山寺」(〓)は改行部分、以下同じ)と記す切紙一枚、十五丁の内側に「弘化三年午三月 奉順拜一國三拾三所観世音菩薩意願成就祈所／駿府宮内寅年男」・「弘化三丙午四月 奉順拜一國三所観世音菩薩意願成就二世安楽／駿府宮内寅年僧」・「由井町原より山手人物見山壹國廿四番 北田之酒屋より」と記す切紙三枚が入れられており、このうち十五丁の二枚は駿河国観音三十三所分の納札である(写真7・8)。この納札は、慈船が作成し、巡礼に使用した現物であったと思われる。

慈船が行った今回の三つの地方巡礼で、「豆駿観音詣獨道記」に記載がなく、廻っていないのではないかと思われる札所が二ヶ所だけある。ひとつは弘法大師霊場十四番の定光院である。定光院は駿府浅間神社の社僧で、同社の護摩堂預をとめている。定光院と慈船が隠居をしていた密蔵院は、非常に近い位置関係にある。天保二年(一八三一)書写の絵図を明治四十年に模写した静岡市立中央図書館所蔵「駿府絵図」をみても、現在の長谷通り沿いにある物社神主志貴邸と隣り合った位置で、仁王門正面の角地に定光院があり、定光院から駿府浅間神社前の馬場道の北側四軒目に密蔵院があった。同じ駿府浅間神社の社僧同士であり、改めて参詣はしなかったであろうか。

もうひとつ慈船が廻っていない札所寺院が駿河国観音三十三所二十四番の物見山慈眼院である。物見山に近い由比宿には、慈船は三月十五日と四月四日の二回通過している訳であるが、何故か物見山についての記載はない。十五丁の内側に納められている切紙三枚のうち、「由井町原より山手人物見山壹國廿四番 北田之酒屋より」と記す切紙は、彼が実際に由比北田地区の酒屋で物見山の場所を聞いた時に記したメモ書だったと思われる。結

果として、彼は物見山へは辿りつけていないと思われる、それが同じ十五丁に三月付一枚と四月付一枚の駿河国観音三十三所納札が残った理由なのではないだろうか。つまり慈船は、事前に用意した納札を行きも帰りも納められなかったということである。物見山は『駿国雑志』にも「今堂のみ存せり」と記されており、当該期には札所寺院として衰退した状況にあったと思われる。こうした寺院は他にも幾つかあったようで、慈船は「豆駿観音詣獨道記」の中で、参詣した札所寺院がある程度の伽藍を有していた場合は境内の堂舎について細かく注記を入れ、かつ「相応大寺」や「相応寺」と記している。一方で、小規模な寺院については「小寺」、堂のみ存在するような寺院は「小庵」と記している。参考までに(表4)には、慈船が札所寺院の状況をどう判断したのか、「相応寺」「相応大寺」も含む、「小寺」、「小庵」「小堂」も含む)という項を設けて、該当箇所に「○」を付けた(慈船の注記のない寺院・神社については省略するが、「相応寺」と記していない場合でも、境内配置を詳細に注記している場合は、「相応寺」項に○を付けておく)。

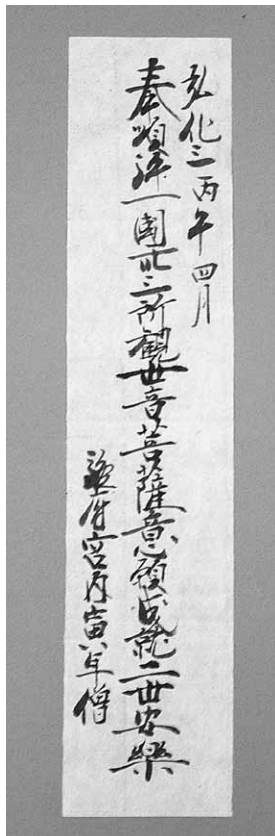
今回紹介した三つの地方巡礼の中に、ある程度の伽藍を有す寺院から、「小寺」や「小庵」などと記されたものまで含まれている点は、各巡礼の成立を考える上でも重要である。巡礼成立当初は、どの寺院も相応の規模を有していたと見るのか、当初から規模の大小に関わらず設定されたものと見るのかで意味合いは変わってくる。先述したように駿河国観音三十三所は宝永七年(一七一〇)以前、両国横道観音三十三所は元禄五年(一六九二)以前には成立していた可能性が高く、慈船が巡礼した弘化三年(一八四六)の時点で、弘法大師霊場二十一ヶ所の九番長福寺で堂が大破している状況は、弘法大師霊場二十一ヶ所の成立も、十八世紀を遡るものだったと予想される。ちなみに慈船は各札所で納札は行っているが、御朱印は収集していないようである。当該期の巡礼には、まだ慣習としてなかったであろうか。

慈船による地方巡礼は、札所寺院を含めた名所・旧跡の当該期の様相や、行程の詳細を確認でき、御詠歌の情報も貴重なものがある。実際に巡礼を实践した人物の記録として、今後も大変興味深い事例となっていくものだろう。

(静岡市生活文化局文化スポーツ部文化財課)

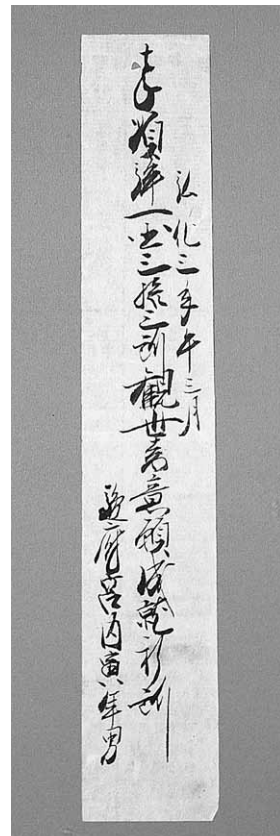
札所順	寺院名	札所本尊	宗派	所在地	備考
1番	音羽山 清水寺	千手千眼 行基作	真言	志太郡清水寺村	
2番	池澤山 杉本院東光寺	千手 行基作	天台	志太郡東光寺村	
3番	千葉山 智満寺	千手 行基作	真言	志太郡大草村	
4番	高峯山 清林寺	正 行基作	禪	志太郡高柳村	
5番	[ ]山 長谷寺	正 行基作	禪	益頭郡藤枝鍛冶町	益頭郡巡村記云、益頭村長谷寺云々。
6番	村岡山 満願寺	正 弘法作	禪	益頭郡藤枝	益頭郡巡村記云、郡村満願寺云々。
7番	[ ]山 補陀落寺	馬頭	禪	志太郡花倉村	
8番	日向山 神入寺	正 恵心作	禪	志太郡桂島村	
9番	普門山 観音寺	正	禪	益頭郡下當間村	
10番	高草山 法花寺	千手	天台	益頭郡花澤村	
11番	雲龍山 満願寺	千手	禪	有度郡小坂村	堂のみ存す。
12番	大窪山 徳願寺	千手 行基作	曹洞	安倍郡向敷地村	
13番	天柱山 観昌院慈間寺	千手	曹洞	安倍郡泉谷村	
14番	牧谷山 耕雲寺	正	禪	安倍郡楨谷村	
15番	瑞祥山 建徳寺	千手	真言	安倍郡建徳村	駿河国志云、十五番建徳村今水寺云々。
16番	慈悲尾山 増善寺	千手 行基作	禪	安倍郡椎尾村	
17番	高福山 法明寺	千手 行基作	禪	安倍郡足久保村	
18番	初瀬山 長谷寺	十一面	真言	安倍郡北安東村	
19番	音羽山 清水寺	千手 行基作	真言	有度郡南安東村	
20番	布袋山 平澤寺	千手 行基作	真言	安倍郡平澤村	
21番	靈鷲山 靈山寺	千手	真言	庵原郡大内村	
22番	補陀落山 久能寺	千手 行基作	真言	有度郡南矢部村	
23番	巖腰山 瑞雲院	如意輪	禪	庵原郡興津駅	
24番	物見山 慈眼院	十一面 行基作	浄土	庵原郡町屋原村	一名窟山と号す、今堂のみ存せり。
25番	八幡山 大法寺	馬頭	禪	庵原郡由比宿	小地名揺揚と号す。
26番	岩戸山 龍雲寺	正 弘法作	禪	庵原郡蒲原町	
27番	明星山 大悟庵	十一面	曹洞	富士郡星山村	
28番	藤澤山 妙善寺	千手	禪	富士郡原田村	小地名瀧川と号す。
29番	愛宕山 福聚院	馬頭	曹洞	富士郡増川村	
30番	赤野山 広大寺	十一面	真言	駿東郡柳澤村	駿河国志云、赤野山広妙寺云々。
31番	稲久山 長谷寺	十一面	時宗	駿東郡沼津駅	駿河国志云、三十一沼津千本松初瀬寺云々。
32番	海禅山 圓通寺	馬頭	禪	駿東郡沼津駅三枚橋	
33番	亀鶴山 観音寺	正	真言	駿東郡木瀬川村	亀鶴観音と号す。

〈表2〉『駿国雑志』の「國中観音霊場三十三所順札所」一覧



〔写真8〕

駿河国観音三十三所の納札



〔写真7〕

札所順	寺院名	所在地
1番	[ ]山 白瀧寺	豆州三島白瀧
2番	[ ]山 竹林寺	豆州三島
3番	[ ]山 清水寺	豆州間宮
4番	[ ]山 花窓院	豆州北條
5番	[ ]山 月松寺	豆州北條
6番	[ ]山 増山寺	豆州増山村
7番	[ ]山 志毛寺	豆州志毛村
8番	[ ]山 法正寺	豆州志毛村
9番	[ ]山 徳楽寺	豆州戸倉村
10番	[ ]山 蓮華寺	豆州戸倉村
11番	亀鶴山 観音寺	駿東郡黄瀬川村
12番	海禅山 圓通寺	駿東郡沼津三枚橋
13番	稲久山 長谷寺	駿東郡沼津千本松原
14番	[ ]山 源喜庵	(駿東郡) 澤田村
15番	赤野山 広妙寺	駿東郡柳澤村
16番	[ ]山 大泉寺	富士郡(駿東郡カ) 井出村
17番	愛宕山 福聚院	富士郡増川村
18番	藤澤山 妙善寺	富士郡原田村瀧川
19番	[ ]山 清林寺	富士郡天間村
20番	明星山 大悟庵	富士郡星山村
21番	岩戸山 龍源寺(龍雲寺カ)	庵原郡蒲原宿
22番	[ ]山 大法寺	庵原郡由比宿
23番	物見山 慈眼院	庵原郡町屋原村
24番	岩越山 随雲院	庵原郡興津駅
25番	補陀落山 久能寺	有度郡南矢部村
26番	布袋山 平澤寺	有度郡平澤村
27番	音羽山 清水寺	有度郡南安東村
28番	大窪山 徳願寺	安倍郡向敷地村
29番	瑞祥山 建徳寺	安倍郡建徳村
30番	慈悲尾山 増善寺	安倍郡慈悲尾村
31番	高福山 法明寺	有度郡芦久保村
32番	初瀬山 長谷寺	有度郡北安東村
33番	靈鷲山 靈山寺	庵原郡大内村

※(表2)・(表3)ともに『駿国雑志』三(吉見書店、1976年)の情報をそのまま記載したが、誤植の可能性が考えられる箇所は、大高が( )内に補訂を加えた。

〈表3〉『駿国雑志』の「駿豆両国観音霊場三十三所順札所」一覧

〈表4〉東泉院慈船による地方巡礼の行程一覧

日 程	駿河国大御堂場	駿河国観音	西国横道観音	その他	船	小舟	小庵	概 要
3月13日(天気不明)	15番密蔵院 17番国分寺 16番長谷寺 18番清水寺 (15番密蔵院)	18番長谷寺 19番清水寺 27番清水寺	32番長谷寺 27番清水寺					慈船は東泉院を退寺した後、弘法大師霊場15番で駿府浅間神社僧坊の密蔵院に隠居しており、同院近辺にある札所寺院の密蔵院、国分寺、長谷寺、清水寺は、出発の前日に廻ったと記している。
14日(曇)		20番平沢寺 22番久能寺	26番平沢寺 25番久能寺	龍華寺 三保大明神 清見寺				慈船はこの日、密蔵院を出立する。まず平沢寺へ参り、昼食(弁当)。そして山道で久能寺へ向かうが、久能寺では開帳を行っており、宝物を見学した。さらに龍華寺で蘇鉄を見学、さらに同寺で富士山・清見寺・三保松原の絶景を楽しむ。三保大明神では羽衣松を見学。三保の船場から清水湊まで船で移動し、この日は清水湊上町の源四郎方へ宿泊。
15日(晴)		23番瑞雲寺 25番大宝寺	24番瑞雲寺 22番大宝寺	源立寺 東泉院				清水湊を出立し、興津の清見寺と瑞雲寺へ。瑞雲寺では開帳を行っていた。さらに由比宿の大宝院(大宝寺)を経て、岩瀬から富士川を船渡り。本市場にて白酒で休憩し、蓼原の源立寺に立ち寄り、午後4時頃保田方で洗足し、東泉院へ。
16日(曇)				東泉院				朝、東泉院護摩堂で勤行し、境内の八幡宮・日吉浅間・墓所を参詣する。保田方にて酒宴。
17日(雨)				東泉院				東泉院にて終日勤行を行う。夕刻より酒宴。
18日(雨)				東泉院				東泉院で終日過ごしたようである。この日の記述には、慈船が今回東泉院関係者などへ持参した土産を渡した人物・品物のリストが書きあげられている。
19日(曇のち晴)				東泉院				朝曇りで午前10時頃より晴れ。木崎の平右衛門の招きがあり、東泉院院主も同道し午後2時頃より酒宴。
20日(曇のち雨)				東泉院				午後2時頃より雨。
21日(雨)				東泉院				東泉院にて終日勤行を行う。
22日(晴)				東泉院				東泉院で終日過ごしたようである。
23日(晴)		28番妙善寺 29番福寿院 30番広大寺	18番妙善寺 17番福寿院 16番大泉院 14番玄機庵	原田宮				東泉院を出立し、下方五社の原田浅間神社に参詣。そして妙善寺・福聚院を経るなど根方街道を進んだようで、井出村の大泉院に参る。続く広大寺は明野山を八丁ばかり登ったところに札所がある。そして玄機庵を経て、沼津宿の元問屋方に宿泊。
24日(雨)		32番門通寺 33番観音寺	12番門通寺 11番観音寺	三嶋大明神				沼津宿を出立し、門通寺、観音寺を経て、伊豆国の三嶋大社へ参詣。この日は三嶋中島の梅木屋に宿泊することにし、玉澤山法華寺まで足を延ばし参詣。
25日(雨)			2番竹林寺 3番清水寺 4番華尊院	玉澤山				三嶋宿を出立し、竹林寺、清水寺、華尊院を経て、南條茶屋に宿泊。
26日(雨のち晴)		5番合掌寺 6番益山寺		海上寺				朝、雨天で午前10時頃より晴れる。昼飯まで南條茶屋に逗留。合掌寺を経て、大仁の茶屋・山本家で食事をとり、大仁から渡船で益山寺へ参詣し、この日は益山寺に宿泊。
27日(不明)		7番大慈庵 8番北條寺 9番徳楽寺 10番蓮華寺						益山寺を出立し、重須、長浜、三津浜、来迎寺水門を経て、海上寺(海照寺)で菅原道真自筆と伝わる鏡天神を拝見、入江より淡島弁才天を遙拝し、ここから富士山・田子の浦・大瀬の絶景を楽しむ。大慈庵、北条寺、徳楽寺、蓮華寺を経て、沼津宿の川合利助方に宿泊。
28日(晴)		31番初瀬寺	13番初瀬寺	元吉原見沙門 東泉院				川合利助方を出立し、初瀬寺を参詣してから千本浜にて養命寺松を見物。そして元吉原の妙法寺(毘沙門堂)に参り、午後2時頃に東泉院に到着。
29日(晴)				東泉院 六所宮 唯称寺				この日は東泉院に逗留。下方五社の六所浅間神社に参詣し、吉原宿唯称寺の隠居のもとに立ち寄り、東泉院へ戻る。
晦日(晴のち大雨)				東泉院 今宮				この日も東泉院に逗留。下方五社の今宮浅間神社に参詣。
4月朔日(雨)				東泉院				東泉院で終日過ごしたようである。
2日(晴)		19番清林寺		入山瀬宮				この日も東泉院に逗留。下方五社の入山瀬浅間神社に参詣。その後大雨になり天間村の平四郎方に立ち寄り、天気回復してから清林寺、富士山本宮浅間大社に参詣し、同社別当の宝輪院に宿泊。
3日(晴)				北山本門寺 白糸瀧 飯屋土村伝左衛門家 大石寺 妙蓮寺 宝輪院				朝、宝輪院で勤行を終え、北山本門寺に参った後に井出村で弁当をとり、白糸滝の瀧壺前まで行き男滝・女滝見学。飯宿村の(井出)伝左衛門家(左源大)に伝わる源頼朝拝領の壺は、主が留守中で拝見できず。そして熊久保滝(朝日滝)を遠眼鏡で見て、大石寺へ参る。奥門付近の茶屋で昼食、眼科医により妙蓮寺へ参る。午後4時頃宝輪院へ戻り、入湯・夕食し宿泊。
4日(晴)		27番大悟庵 26番龍雲寺 23番古夫山庵	20番大悟庵 21番龍雲寺 33番雲山寺					宝輪院を出立し、大悟庵へ参る。毎年3月17・18日に木綿120反の大きさの観音絵巻を掲げていることを記す。そして寺原、岩本、松岡村を経て富士川を船渡りし、岩瀬村の富士田屋で昼食。そして蒲原宿の龍雲寺、由比宿川原より入ったところにある古夫山庵に参り、興津宿の倉沢茶屋に宿泊する。
5日(晴)	20番雲山寺 19番福寿院 21番西光院 (15番密蔵院)	21番雲山寺	33番雲山寺	八幡宮				倉沢茶屋を出立し、庵原村の平四郎方に立ち寄り昼食。そして雲山寺、福寿院へ参る。さらに八幡神社(静岡市駿河区八幡)とその別当寺の西光院へ参り、夕方に宮内の密蔵院へと戻る。この日の記述には、慈船が駿府浅間神社関係者へ持ち帰った土産を渡した人物・品物のリストが書きあげられている。
15日(晴)		17番法妙寺	31番法妙寺	瀧川薬師				密蔵院を出立し、法明寺、滝川薬師、増善寺、建徳寺、耕雲寺に参り、暮れに密蔵院へと戻る。
16日(天気不明)		16番増善寺 15番建徳寺 14番時ヶ谷	30番増善寺 29番建徳寺					弘法大師二十一ヶ所参詣のために準備。
17日(晴)		12番徳願寺 13番泉ヶ谷	28番徳願寺	柴屋寺				徳願寺、慈昌寺、柴屋寺に参り、宇津谷の茶屋にて休息。そして岡部宿から別れ、神入寺に参る。夕刻に花倉へと至り、補陀洛寺に宿泊。
18日(晴)		8番かつらし ま 4番補陀洛寺 3番千葉山		天徳寺				補陀洛寺を出立し、千葉山へ参る。そして天徳寺、東光寺を参り、午後4時頃に清水寺に至り宿泊。
19日(曇のち雨)	2番清水寺 1番鬼願寺	2番東光寺 1番清水寺 7番清林寺	1番清水寺					朝食後に雨が降り出す、合羽を身につけ出立する。まず清水寺に参り、そして鬼岩寺へ。大雨となるが清林寺へと参り、法楽寺にて宿泊。風呂に入る。
20日(晴)	8番法楽寺 7番法源寺 6番真福寺 5番大萬寺 3番神宮寺 4番観音寺							法楽寺を出立し、真福寺、大萬寺、神宮寺、観音寺を参り、田沼海道を通り藤枝宿へ。この日は藤枝宿浅屋に宿泊。
21日(晴)	1番鬼願寺	5番長谷寺 6番むら岡		八幡宮				藤枝宿を出立し、再び鬼岩寺へ参り、長谷寺、村岡観音堂(万願寺)に参詣。そして青山八幡宮に参り、杜僧の青山寺、大仙坊に参る。さらに観音寺、大井神社、不動院へと参り、焼津村へ。長福寺は堂が大破していたようである。続いて普門寺、花沢の法華寺へと参詣し、小坂観音堂(雲龍山)へと参り、密蔵院へ戻ったものと思われる。
		11番青山寺 12番大仙坊 9番観音寺		大井社				
		10番不動院 9番長福寺		普門寺				
		10番法華寺 11番雲龍山						
		13番小野寺 (15番密蔵院)						

※日程の上から順番に、その日に廻った札所寺院を時系列にして配置した。

※札所寺院やその他に立ち寄った寺社名は、慈船の記述情報をそのまま記載したが、一部大高が( )として補訂を加えた箇所がある。